

平成21年3月11日

無線設備規則の一部を改正する省令案について
(平成21年1月21日 諮問第1号)

[気象観測用ラジオゾンデの高度化に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室

(伊沢課長補佐、菅野係長)

電話：03-5253-5888

無線設備規則の一部を改正する省令案について

1. 諮問の背景

ラジオゾンデとは、航空機、自由気球、たこ又は落下傘に通常装置する気象援助業務用の自動送信設備であって、気象資料を送信するものであり、上空 30km までの大気の状態（気圧、気温、湿度等）を観測するために用いられる

多地点同時観測や短時間連続観測などのニーズが多様化してきている中、ラジオゾンデは上空を浮揚しながら運用しており、高度約 30km 上空から電波が発射されるので、伝搬距離が水平距離約 300km の広範囲に及ぶ一方、使用周波数が 404.5MHz の 1 波のみであり、混信の回避のためには、複数の周波数が必要となってきた（別図参照）。

これを受けて、平成 20 年 3 月より情報通信審議会において、高度化に向けた技術的検討が行われ、同年 12 月、400MHz 帯において最大 25 波を割当て可能とする「気象観測用ラジオゾンデの高度化のための技術的条件」について、同審議会より答申を受けたところである。

本件はこれを受け、ラジオゾンデの高度化のために必要な関係規定の整備を行うものである。

2. 改正省令案の概要

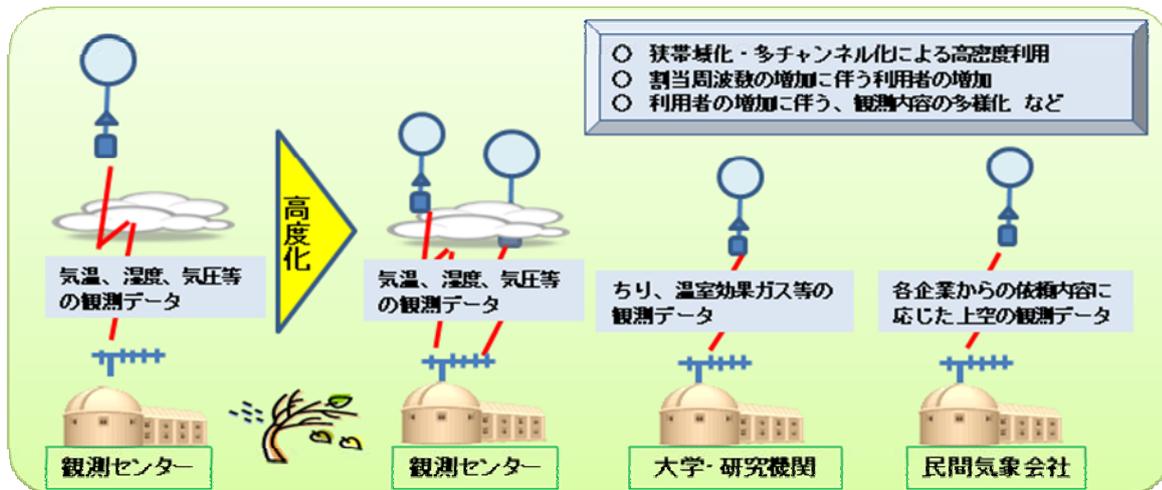
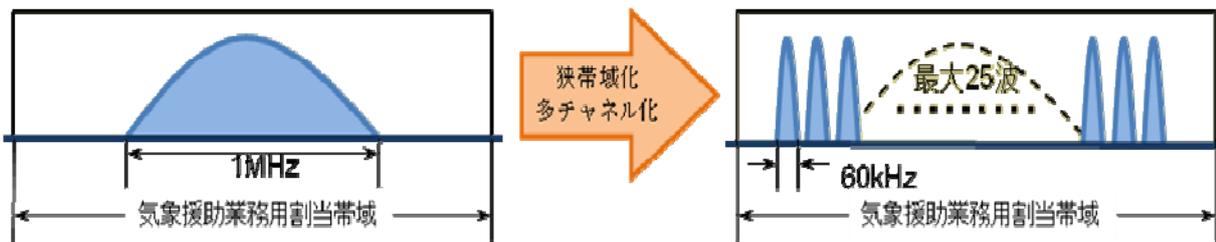
無線設備規則の一部を改正する省令

- ・ 400MHz 帯を使用するラジオゾンデの技術的条件を定めること。

3. 施行期日

平成 21 年 4 月 公布・施行（予定）

ラジオゾンデの高度化



【ラジオゾンデの高度化のための主な技術基準（案）】

区分	改正内容	現行省令上の技術基準
周波数	400MHz 帯	400MHz 帯
周波数の許容偏差 ^{※1}	50	2,500
占有周波数帯幅の許容値	60kHz	1MHz
最大空中線電力	200mW	1W
その他	チャンネル間隔：100kHz ^{※2} (403.3~405.7MHz ^{※3} を利用した場合、最大25波利用可能)	割当周波数：404.5MHz

※1 単位は百万分率（無線設備規則に準ずる）

※2 近接した地域で利用する場合は、200kHz以上中心周波数を離すこと

※3 ラジオゾンデに割り当てられている周波数の両端から200kHzのガードバンドを設定

平成21年3月11日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成21年1月21日 諮問第2号)

[ラジオゾンデの高度化に伴う周波数割当計画の変更]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(星調整官、長澤係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

I ラジオゾンデの高度化

ラジオゾンデは、上空の大気的气温、湿度、気圧等の気象情報のために世界中で使用されており、我が国では主に気象庁、大学、研究機関等が利用しているところである。

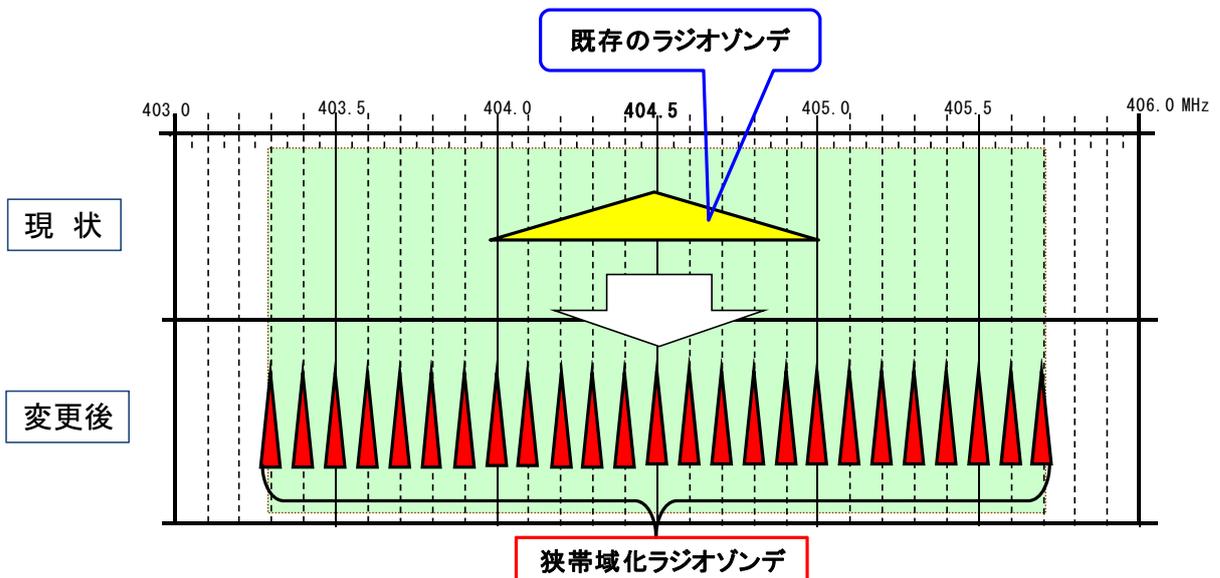
現在、400MHz 帯においてラジオゾンデ用に使用可能な周波数は 1 波のみであり、同じ地域で複数のラジオゾンデを使用すると混信が生じることから、利用者からラジオゾンデを同時に複数使用できるよう要望を出されていたところである。

これを受けて、利用者の増加、観測内容の多様化等に対応するために、平成 20 年 3 月より情報通信審議会において、混信回避のための多チャンネル化に向けた技術的検討を行われ、同年 12 月、400MHz 帯において最大 25 波の割当て可能とする技術的条件について、同審議会より答申を受けたところである。

これらの状況を踏まえ、ラジオゾンデの多チャンネル化のため、周波数割当計画の一部を変更しようとするものである。

[変更内容]

ラジオゾンデの周波数のうち、現行の「404.5MHz」1 波を「403.3MHz から 405.7MHz までの 100kHz 間隔の 25 波」となるように変更する。



II スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

平成21年3月11日

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合
証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について
(平成21年1月21日 諮問第3号)

[3.9世代移動通信システムの導入及び2GHz帯TDD移動通信システム
の追加等に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(山口課長補佐、遠藤係長)

電話：03-5253-5893

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

〔3.9世代移動通信システムの導入及び2GHz帯TDD移動通信システムの追加等に伴う制度整備〕

1 諮問の背景

携帯電話は、第1世代のアナログ通信方式、第2世代のデジタル通信方式、第3世代及び3.5世代の高速デジタル通信方式と発展しているが、インターネット接続や動画像伝送等、携帯電話によるデータ通信利用が拡大傾向にあることから、より高速・大容量で利便性の高い移動通信システムに期待が寄せられているところである。

このような背景を踏まえ、現在のシステムを飛躍的に高度化する3.9世代移動通信システムの導入に向け、必要な技術的条件について、昨年12月、情報通信審議会から答申を受けたところである。なお、本答申には、現行の3.5世代移動通信システムを高度化するための技術的条件も含まれている。

また、2GHz帯TDD(*1)移動通信システムについても、国内外の技術の進展等を考慮し、新たなシステムを追加するために必要な技術的条件について、昨年7月、同審議会から答申を受けたところである。

上記情報通信審議会からの答申を踏まえ、新たな移動通信システムを導入又は追加するために電波法関係規定の整備を行う。具体的には、①3.9世代移動通信システム2方式(LTE, UMB)(*2)、②3.5世代移動通信システムの高度化、③2GHz帯TDD移動通信システム5方式(モバイルWiMAX, IEEE802.20 625k-MC, 次世代PHS, UMB-TDD, LTE-TDD)に係る技術基準等を整備する。

*1 TDD : Time Division Duplex

*2 LTE : Long Term Evolution

UMB : Ultra Mobile Broadband

2 改正省令の概要

(1) 電波法施行規則

3.9世代移動通信システム2方式の導入及び2GHz帯TDD移動通信システム5方式の追加に係る改正

- ・特定無線局の無線設備の規格(第15条の3)

⇒包括免許の対象を規定。

(2) 無線設備規則

ア 3.9世代移動通信システム2方式の導入及び2GHz帯TDD移動通信システム5方式の

追加に係る改正

- ・ 定義（第 3 条）

⇒携帯無線通信の種類を規定。

- ・ 技術基準（第 14 条、第 24 条、第 49 条の 6 の 7～第 49 条の 6 の 12、第 57 条の 3、別表第 1 号～第 3 号）

⇒対象周波数、空中線電力の許容偏差、受信設備が副次的に発射する電波の限度、多重化方式、変調方式、周波数の許容偏差、占有周波数帯幅の許容値、スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値等を規定。

イ 3.5 世代移動通信システムの高度化に係る改正

- ・ 技術基準（第 14 条、第 49 条の 6 の 5）

⇒多重化方式、変調方式等を規定。

（3）特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

3.9 世代移動通信システム 2 方式の導入及び 2GHz 帯 TDD 移動通信システム 5 方式の追加に係る改正

- ・ 特定無線設備の対象（第 2 条、別表第 1 号）

⇒技術基準適合証明等により、落成検査の省略等簡略化された免許手続を行うことができる「特定無線設備」及び技術基準適合証明等を得るための技術的な審査項目を規定。

3 施行期日

平成 21 年 4 月 公布・施行（予定）

移動通信システムの高度化に向けた展開

参考

携帯電話

第2世代



～数kbps

音声

第3世代

W-CDMA

CDMA2000



～384kbps

インターネット接続

3.5世代

HSPA

EV-DO



現在
～14Mbps

(ADSL同等) 音楽、ゲーム等サービスの高度化

3.9世代

LTE、UMB

100Mbps超

第4世代
(IMT-Advanced)

高速移動時 100Mbps
低速移動時 1Gbps

(光ファイバと同等)

(2011年までに
ITUで標準化
を行う予定)

無線アクセス

広帯域移動無線アクセスシステム
(20～30Mbps)

次世代PHS：ウィルコムが来年4月よりサービス開始予定
WiMAX：UQコミュニケーションズが来年2月よりサービス開始予定

広域化
モバイル化

無線LAN



現在

高速化

11Mbps 54Mbps

高速化

100Mbps

1Gbps

超高速
無線LAN

2000年

2010年

W-CDMA：Wideband - Code Division Multiple Access

HSPA：High Speed Packet Access

LTE: Long Term Evolution

CDMA2000：Code Division Multiple Access 2000

EV-DO：Evolution Data Only

UMB: Ultra Mobile Broadband

3.9世代移動通信システムの基本コンセプト

モバイル分野における
国際競争力の確保

ユーザの利便性向上

周波数の有効利用

グローバル性

- ・国際的なインターオペラビリティの確保
- ・第4世代移動通信システムへのスムーズなマイグレーション
- ・低環境負荷なシステム

周波数の有効利用

- ・周波数利用効率の最大化 (bps/Hz)
- ・多様なサービスの創出が期待できるMVNOの促進等による周波数の一層の有効利用

3.9世代移動通信システムの基本要件

最大伝送速度	下り:100Mbps以上 上り:50Mbps以上
周波数利用効率	3.5G (HSPA リリース 6) の3倍以上 (下り)、2倍以上 (上り)
占有周波数帯幅	伝送速度の向上、導入シナリオに柔軟に対応するため、スケーラブルな周波数帯域幅を有する
ネットワーク	他システムとのシームレスな連携や多様なアプリケーション・サービスへの対応が可能なオールIPネットワーク
将来システムへの展開	将来の第4世代移動通信システムへの円滑な展開が可能
伝送品質	ネットワークのフラット化等により、現行3.5Gよりも低遅延伝送を実現
グローバル性	3GPPs等のグローバルスタンダードを踏まえ、国際ローミングやインターオペラビリティの確保が可能なシステム

高度な無線アクセス

- ・高速・大容量アクセス
- ・低遅延化
- ・高い伝送品質の確保
- ・セルスループットの向上
- ・スケーラブルな周波数帯域幅

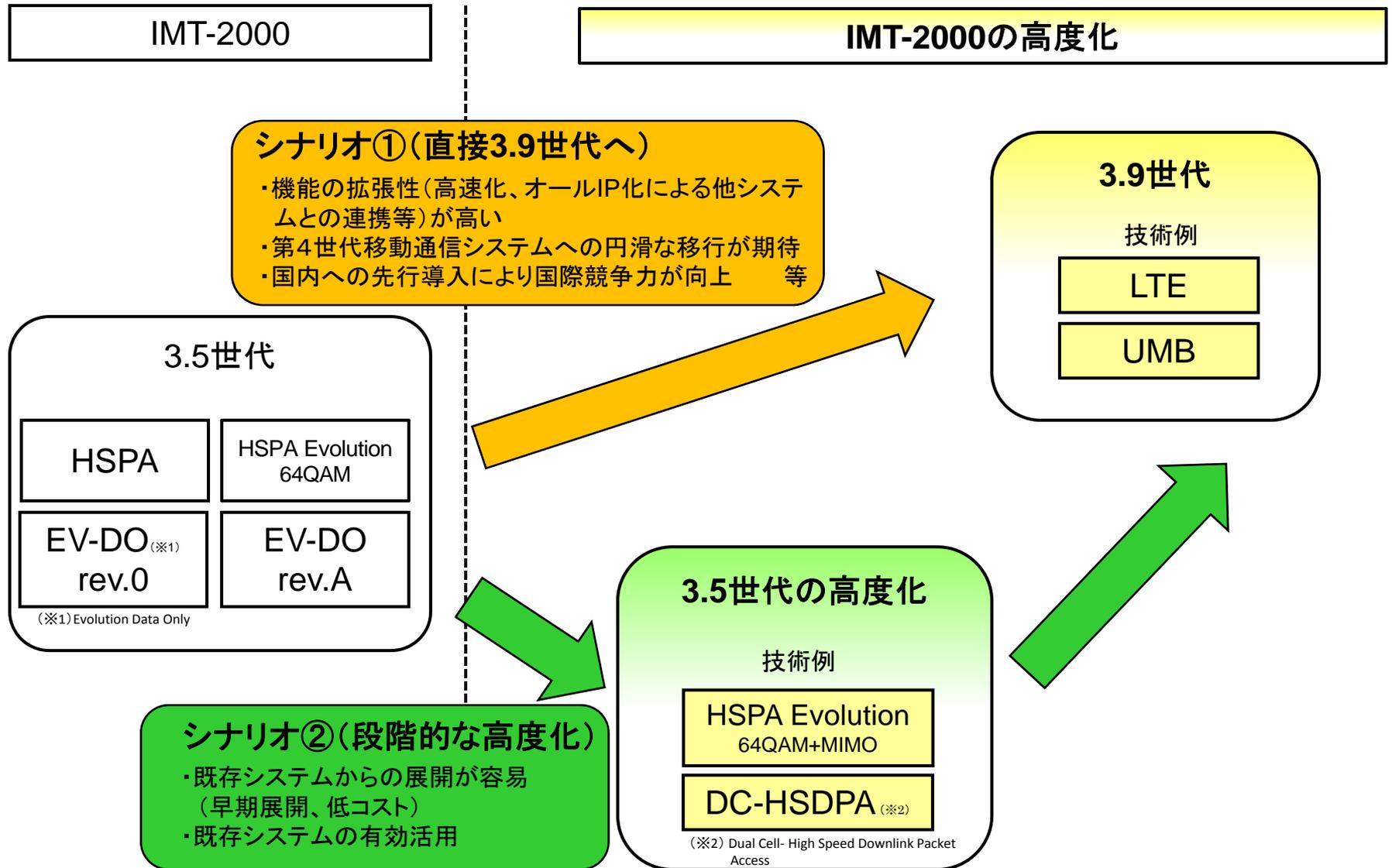
フレキシブルなネットワーク

- ・オールIP化
- ・オープンネットワーク/オープンインターフェースによる他システムとのシームレスな連携
- ・多様な端末に対応したクロスデバイス環境の確保
- ・ネットワークアーキテクチャのフラット化・簡素化

ユーザとの親和性

- ・一般ユーザから先端ユーザまで幅広く対応する携帯端末の多様化・高機能化
- ・通信速度やセキュリティ等ユーザが必要なQoSを確保
- ・オープン化に伴うセキュリティ・プライバシー等の安全・安心の確保
- ・コンテンツ・サービス等の相互運用性の確保
- ・設備・運用コストの低減による低ビット単価の実現

3.9世代移動通信システムの導入シナリオ例



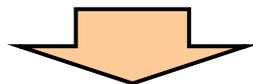
3.9世代移動通信システム等

	3.9世代移動通信システム		3.5世代の高度化	
	LTE	UMB	HSPA Evolution	DC-HSDPA
多重化方式	下り OFDM/TDM 上り SC-FDMA	下り OFDM/TDM 上り OFDMA	下り CDM又はCDM/ TDM 上り CDMA	下り CDM又はCDM/ TDM 上り CDMA
変調方式	BPSK/QPSK/ 16QAM/64QAM	QPSK/8PSK/ 16QAM/64QAM	BPSK/QPSK/ 16QAM/64QAM	BPSK/QPSK/ 16QAM/64QAM
占有周波数帯幅 の許容値	5MHz/10MHz/ 15MHz/20MHz	5MHz/10MHz/20MHz	5MHz	5MHz
空中線電力	(基地局) 規定しない 定格空中線電力の±2.7dB以内	(基地局) 規定しない 定格空中線電力の±2.0dB以内	(基地局) 規定しない 定格空中線電力の±2.7dB以内	(基地局) 規定しない 定格空中線電力の±2.7dB以内
	(移動局) 23dBm以下 定格空中線電力の±2.7dB以内	(移動局) 23dBm以下 定格空中線電力の±2.0dB以内	(移動局) 24dBm以下 定格空中線電力の+1.7dB~-3.7dBの範囲内。ただし、定格出力が23dBm以下の場合の許容値は±2.7dB	(移動局) 24dBm以下 定格空中線電力の+1.7dB~-3.7dBの範囲内。ただし、定格出力が23dBm以下の場合の許容値は±2.7dB
空中線利得	(基地局) 規定しない	(基地局) 規定しない	(基地局) 規定しない	(基地局) 規定しない
	(移動局) 3dBi以下	(移動局) 3dBi以下	(移動局) 3dBi以下	(移動局) 3dBi以下
(参考1) 標準化団体	3GPP	3GPP2	3GPP	3GPP
(参考2) 最大伝送速度	下り 300Mbps 上り 75Mbps	下り 288Mbps 上り 75Mbps	下り 43.2Mbps 上り 11.5Mbps	下り 43.2Mbps 上り 11.5Mbps

2GHz帯TDD移動通信システムに係る技術的条件の検討経緯

1 経緯

- 2007年12月、2GHz帯TDDバンド(2010-2025MHz)に係るアイピーモバイルの開設計画の認定を取消し。
- これを受け、2GHz帯TDDバンドの利用を促進するための方策の検討を開始。



2 技術的条件の検討

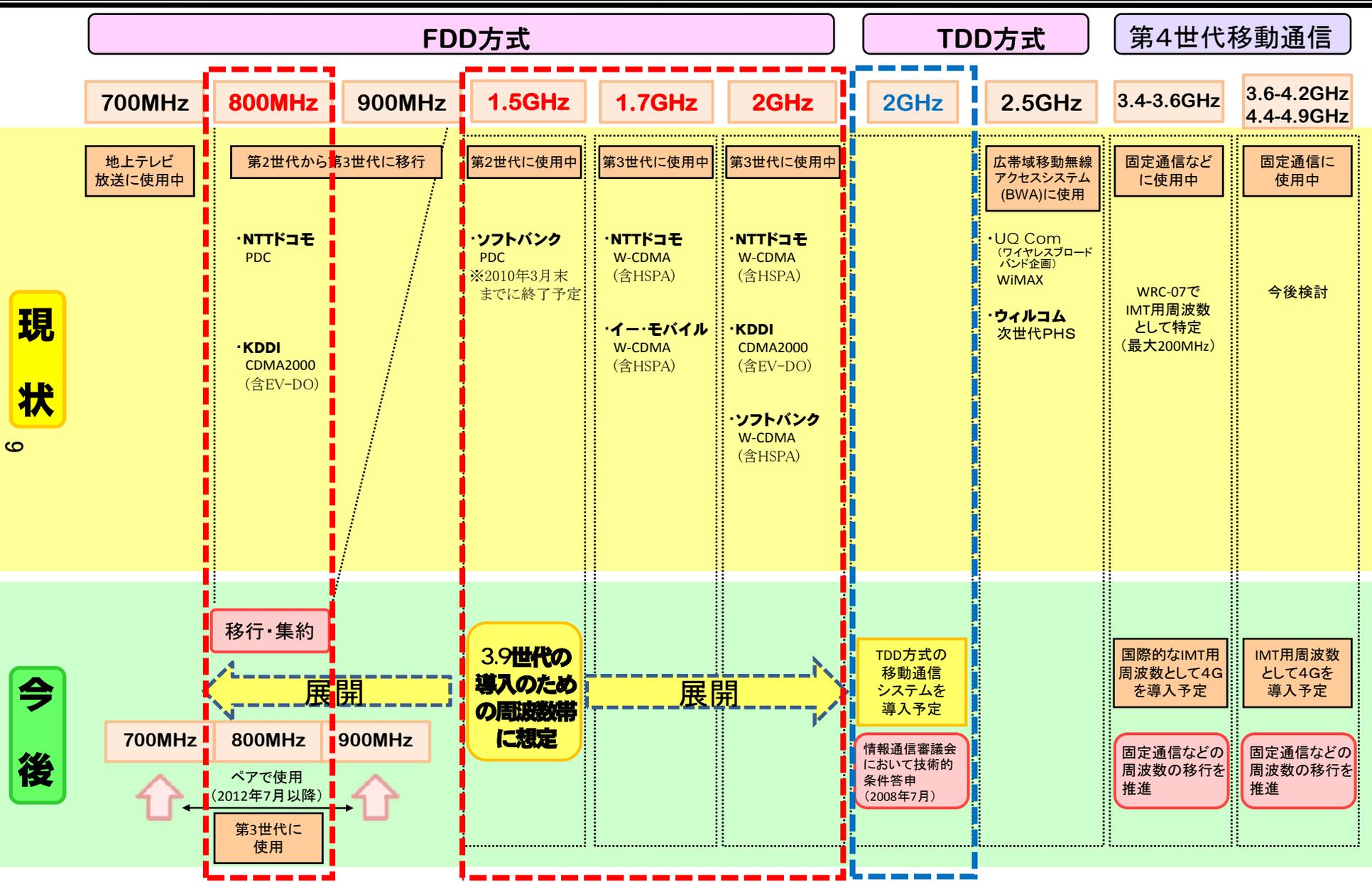
- ① 2007年12月から、情報通信審議会において、2GHz帯TDDバンド(移動通信業務用)に関し、通信方式の追加等の技術的条件に関する検討を開始し、2008年7月答申。
- ② 本技術的条件の検討過程では、パブリックコメントの他、メーカーや事業者を含め広く関係者が参画した検討作業班において、幅広く通信方式の提案募集を実施。
→ この結果、新たに5つの通信方式が提案され、技術的条件に追加。
(追加した5つのTDD方式の伝送速度は、全て3.5世代のシステムを上回る。)

新たに追加した2GHz帯TDD移動通信システム

	追加システム					(参考) 既存システム	
	モバイル WiMAX	IEEE802.20 625k-MC	次世代PHS	UMB-TDD (IEEE802.20 Wideband含む)	LTE-TDD	TD-CDMA	TD-SCDMA
標準化団体	IEEE802.16	IEEE802.20	PHS MoU Group	3GPP2 (IEEE802.20)	3GPP	3GPP	TD-CDMA 技術フォーラム
最大伝送速度 (※)	(下り) 20.7Mbps (上り) 11.5Mbps	(下り) 22.8Mbps (上り) 8.8Mbps	(下り) 22.8Mbps (上り) 20.8Mbps	(下り) 18Mbps (上り) 16Mbps	(下り) 24.9Mbps (上り) 16.8Mbps	(下り) 10.1Mbps (上り) 5.3Mbps	(下り) 3.4Mbps (上り) 1.8Mbps
通信方式	(下り) OFDM/TDM (上り) OFDMA	(下り) FDM/TDM/ SDM (上り) FDMA/TDM A/SDMA	(下り) OFDM/TDM/ SDM (上り) OFDMA/TD MA/SDMA	(下り) OFDM (上り) OFDMA	(下り) OFDM/TDM (上り) SC-FDMA	(下り) CDM/TDM (上り) CDMA/TD MA	(下り) CDM/TDM (上り) CDMA/TD MA

(※)空間多重なし、10MHzシステム使用時の場合。

新たな移動通信システムに係る周波数



現状

今後

6

今後のスケジュール

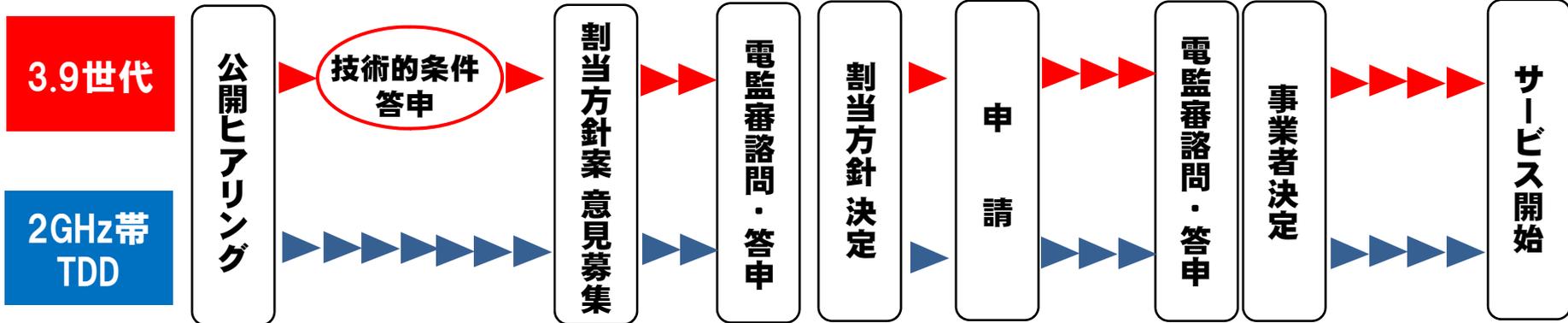
2008年
11月7日

12月

2009年

春頃

2010年
春頃



(電監審) 諮問 答申
意見聴取

技術基準(省令)策定

平成21年3月11日

周波数割当計画の変更案について
(平成21年1月21日 諮問第4号)

[3.9世代移動通信システムの導入に向けた1.5GHz帯の周波数再編に伴う変更]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(星周波数調整官、工藤係長)

電話：03-5253-5875

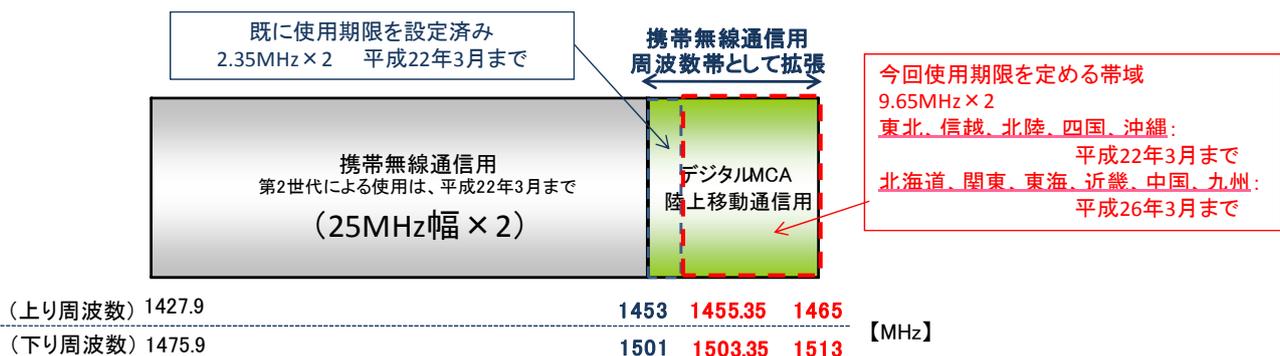
周波数割当計画の一部変更案について

I 3.9 世代移動通信システムの導入に向けた 1.5GHz 帯の周波数再編

3.9 世代移動通信システムについては、携帯無線通信用周波数帯（800MHz 帯／1.5GHz 帯／1.7GHz 帯／2GHz 帯）へ導入を図るべく、平成 20 年 4 月より、情報通信審議会において、その技術的条件について審議が行われ、同年 12 月に同審議会から答申を得たところである。

携帯無線通信用周波数帯のうち、1.5GHz 帯は、現在 25MHz 幅×2 に限られており、現行の第 3 世代よりも広帯域化する 3.9 世代移動通信システムを収容するためには、更なる周波数拡張が必要であり、同周波数帯を使用するデジタル MCA 陸上移動通信を他の周波数帯へ移行することを含めた周波数再編を行う必要がある。

このため、1.5GHz 帯への 3.9 世代移動通信システムの導入に向けて、同周波数帯の IMT-2000 用の周波数帯を拡張するとともに、現状においてデジタル MCA 陸上移動通信の周波数帯のうち使用期限が設けられていない帯域（1,455.35-1,465MHz 及び 1,503.35-1,513MHz の 9.65MHz 幅×2）について、新たに使用期限を設けるため、周波数割当計画の一部を変更しようとするものである。



1.5GHz 帯デジタル MCA 陸上移動通信の使用期限については、同システムの利用者が他のシステムへ円滑に移行するための十分な期間を確保すること、さらに、情報通信審議会報告書を踏まえ、第 2 世代携帯電話システムの使用期限を迎える平成 22 年春からの 3.9 世代移動通信システムの導入を可能とするとともに、2010 年代中頃（2015 年（平成 27 年）頃）には同システムの全国利用を可能とすることを考慮し、定めるものである。

また、2GHz 帯 TDD 方式移動通信システムの技術基準として、現行の TD-CDMA 方式及び TD-SCDMA 方式に加え、モバイル WiMAX 方式、次世代 PHS 方式、802.20 625k-MC 方式、UMB-TDD 方式及び E-UTRA(LTE)-TDD 方式の 5 方式が追加されることに伴い、これらの移動通信システムが導入できるよう、規定の整備を行うこととする。

[変更内容]

- (1) 1.5GHz 帯の携帯無線通信用周波数帯について、現行の 25MHz 幅×2 から 35MHz 幅×2 へ拡張すること。
- (2) 上記(1)の拡張バンドにおいて、現行バンドと同様に、電気通信業務用（エンタランス回線用）にも使用可能とすること。
- (3) 1.5GHz 帯デジタル MCA 陸上移動通信の周波数帯の一部（1,455.35-1,465MHz 及び 1,503.35-1,513MHz の 9.65MHz 幅×2）に使用期限を設けること。

管轄区域	使用期限
東北、信越、北陸、四国、沖縄	平成 22 年 3 月まで
北海道、関東、東海、近畿、中国、九州	平成 26 年 3 月まで

- (4) 2GHz 帯 TDD 方式移動通信システム用周波数（2,010-2,025MHz）の対象システムに、新たな移動通信システムが導入できるよう、規定の整備を行うこと。

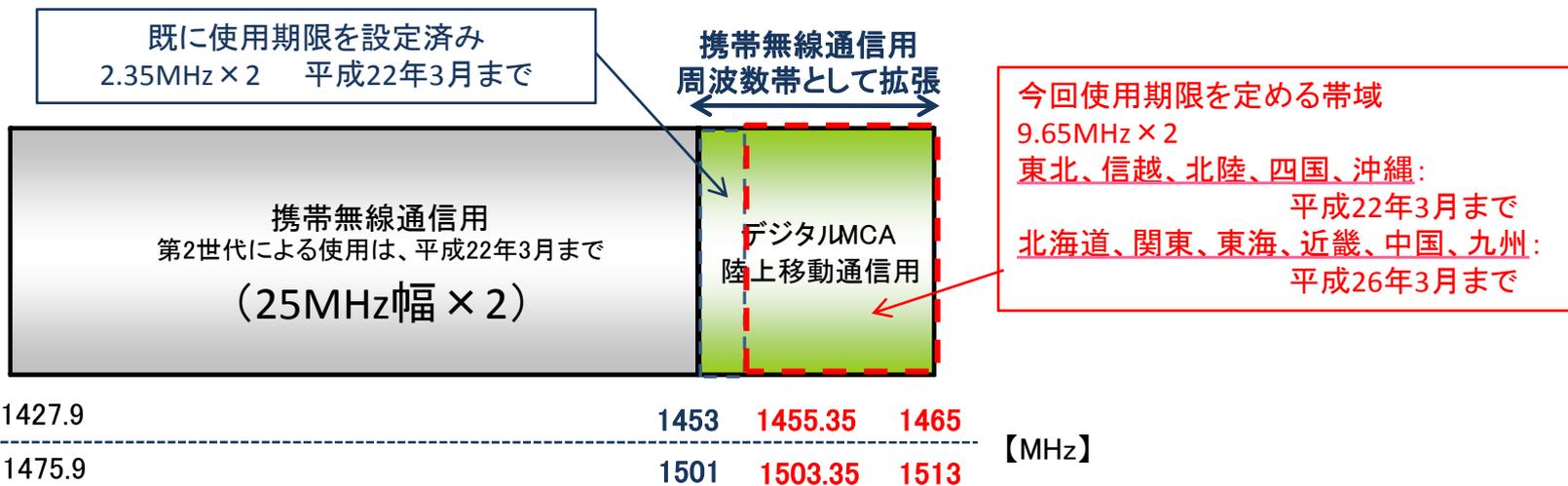
Ⅱ スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

周波数割当計画の一部変更

～3.9世代移動通信システムの導入に向けた1.5GHz帯の周波数再編～

- 3.9世代移動通信システムの導入に向けて、1.5GHz帯の携帯無線通信用周波数を拡張するため、同周波数帯デジタルMCA陸上移動通信用周波数に段階的な使用期限を設定。
- これにより、平成22年(2010年)春からの3.9世代移動通信システムの導入、2010年代中頃(2015年(平成27年)頃)の全国利用を可能に。



平成21年3月11日

電波法施行規則、無線局運用規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術
基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について
(平成21年3月11日 諮問第12号)

[Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速度化、800MHz帯空港無線電話通信
(空港MCA)システムの廃止及び航空非常用周波数の聴守義務の見直しに
関する規定の整備に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課

【Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速度化に
ついて】

(永田課長補佐、吉田係長)

【800MHz帯空港無線電話通信(空港MCA)システムの廃止
及び航空非常用周波数の聴守義務の見直しに関する規
定の整備】

(佐渡山補佐、竹下係長)

電話：03-5253-5902

電波法施行規則、無線局運用規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

～Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速度化、800MHz 帯空港無線電話通信(空港 MCA)システムの廃止及び航空非常用周波数の聴守義務の見直しに関する規定の整備～

1 改正の理由

(1) Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速度化(別添1)

Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムについて、高速伝送サービスへのニーズが増加していることから、本年1月に情報通信審議会から答申を受けた「Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速度化に関する技術的条件」に基づき、送信速度を高速度化した無線設備を導入することを可能とするために、関係規定の整備を行うものである。

<サービス開始(予定)時期>

既存サービス開始： 平成8年3月

高速度化対応サービス開始： 平成22年第1四半期(予定)

(2) 800MHz 帯空港無線電話通信(空港 MCA)システムの廃止(別添2)

空港無線電話通信システムは、日本国内の空港の地上業務に使用される専用の業務無線システム(800MHz 帯空港無線電話通信(空港 MCA)システム)として、平成2(1990)年2月から国内主要空港において利用を開始した。

平成15(2003)年10月に、その後継システムとして、周波数利用効率及び利便性が高いデジタル空港 MCA システム(400MHz 帯の周波数を使用)を制度化したことを受けて、これまで利用してきた800MHz 帯空港 MCA システムの使用期限を平成22年5月31日までと定めていた。

その後、800MHz 帯空港 MCA システムを導入していた国内主要空港では、デジタル空港 MCA システムを順次導入し、平成20年4月に、800MHz 帯空港 MCA システムの利用が終了した。

今般、この状況を踏まえて、800MHz 帯空港 MCA システムに係る関連規定を廃止しようとするものである。

(3) 航空非常用周波数の聴守義務範囲の見直し(別添3)

国際民間航空条約(ICA0 条約)において、長距離洋上及び飛行機の墜落等により自動的に電波を発射する航空機用救命無線機(以下「ELT」という。)を装備する区域を飛行する場合においては、121.5MHz(航空非常用周波数)の周波数の電波の聴守を義務付けている。

今般、ICA0 条約及び航空法施行規則が改正され、ELT の装備要件が特定の地域を飛行する場合から飛行機及び回転翼航空機は最低1台以上の装備を義務付けたことから、航空非常用周波数の聴守義務の範囲を見直しするものである。

2 改正の概要

(1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

特定無線局の無線設備の規格から空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備を削除する。(第十五条の三関係)

(2) 無線局運用規則の一部を改正する省令案

121.5MHz の周波数の電波の聴守義務を航行中の義務航空機局に改める。(第四百四十六関係)

(3) 無線設備規則の一部を改正する省令案

一 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備の送信速度の規定を削除等する。(第四十九条の二十三条及び別表第二号関係)

二 空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備に係る技術基準を削除する。(第十四条、第四十九条の十五、第四十九条の十五の二、第五十八条、別表第一号、別表第二号及び別表第三号条関係)

(4) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案

一 特定無線設備から空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備を削除する。(第二条、第六条及び第二十五条関係)

二 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備の試験項目のうち、送信速度を削除する。(第二十五条関係)

(MS ゴシックが電波監理審議会諮問関係)

3 施行期日

(1) 無線局運用規則の一部改正については、平成 21 年 7 月 1 日（航空法施行規則の経過措置のうち、航空事業用途に係る経過措置終了日）から施行する。

(2) その他規定は公布の日から施行する。

(参考)

1 800MHz 帯空港無線電話通信（空港 MCA）システムの廃止関係

(1) MCA (Multi Channel Access) 方式：複数の周波数を多数の利用者が効率よく使える業務用無線通信方式の一つ。

(2) 400MHz 帯デジタル空港 MCA は、800MHz 帯空港 MCA と同様に、空港管理者、航空会社、空港関連事業者等の連絡手段として利用されているもの

現在、東京国際空港（羽田）、成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、那覇空港で、4 者の電気通信事業者が、約 7,000 局の無線局を開設して運用中である。

2 航空非常用周波数の聴守義務範囲の見直し関係

(1) 国際民間航空機関（ICAO：International Civil Aviation Organization）は、国連の経済社会理事会の専門機関の一つ。国際民間航空に関する原則と技術を開発・制定し、その健全な発達を目的とする機関である。

(2) 航空機用救命無線機（ELT：Emergency Locator Transmitter）は、航空機が遭難、墜落等の事故を起こした時に、121.5MHz（又は 243MHz（主に軍が利用））及び 406MHz 帯（406.025MHz、406.028MHz 又は 406.037MHz の 1 波）の電波を発射して位置を知らせるための装置

406MHz 帯は、あらかじめ登録した ID を送信して人工衛星によりそのデータを受信し

対象の航空機を特定する。121.5MHz は、捜索する航空機が当該周波数を受信し、目標を捕捉することで発信場所の特定を行う。

Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速度化

背景・経緯

- 「Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速度化に関する技術的条件」(本年1月の情報通信審議会答申)
- 本システムによるインターネット利用の利便性向上等のニーズに対応するため、上記答申を踏まえ、伝送速度の高速度化等を実現できるよう無線設備規則を改正

主な改正事項

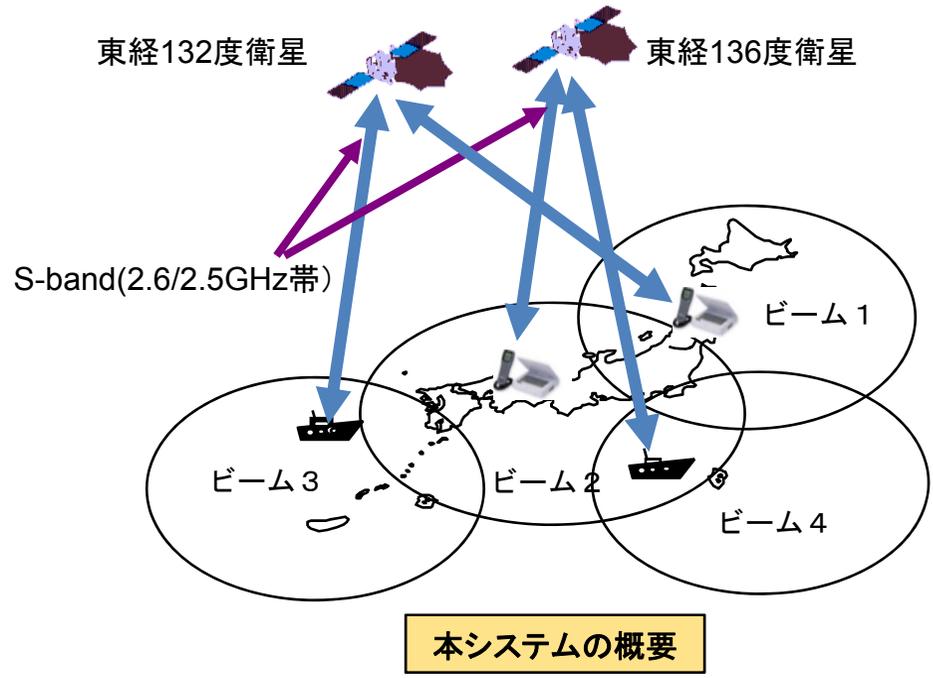
- 携帯移動地球局(端末)の送信速度: 毎秒18,000ビット以下 → 削除(送信速度の上限を撤廃)

今後のスケジュール

- 平成21年4月 意見聴取
- 平成21年5月 答申(予定)
- 平成21年6月 公布・施行(予定)

本システムの需要予測

項目		平成19年度末	平成30年度末
音声	船舶	13,300	14,000
	陸上	25,900	49,000
パケット	船舶	1,000	5,000
	陸上	300	12,000
合計		40,500	63,000



800MHz帯空港無線電話（空港MCA）システムの廃止

ア 改正の概要

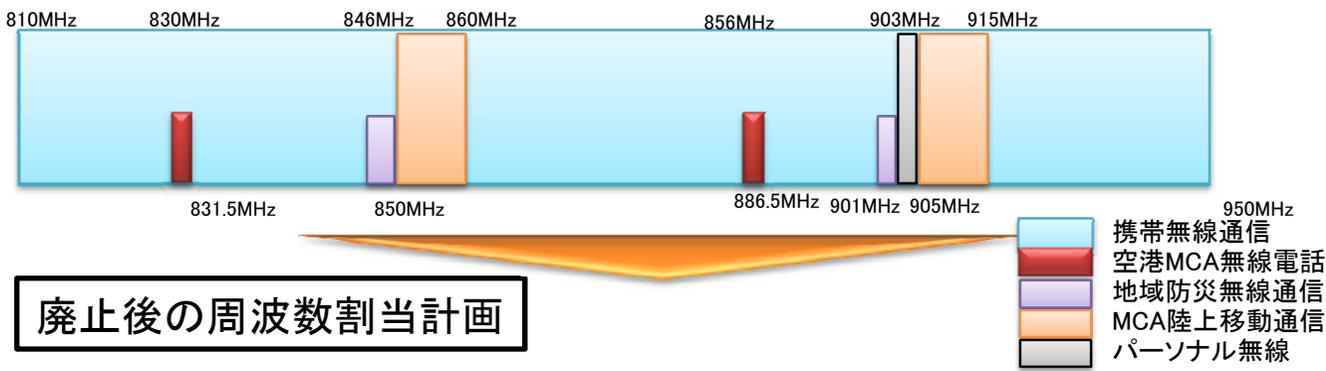
空港MCAは、平成2年から国内主要空港で導入開始したが、平成15年に、周波数利用効率及び利便性が高い400MHz帯デジタル空港MCAシステムを制度化し、空港MCAは、平成22年5月31日までを使用期限と規定

平成20年4月に、空港MCA方式のサービスが終了したことから、800MHz帯の周波数再編に寄与するため今回早期に廃止するもの

イ 改正ポイント

- ・ 包括免許対象から削除
- ・ 対象技術基準の削除
- ・ 技適等の対象から削除
- ・ その他規定の整備

現在の周波数割当計画



廃止後の周波数割当計画



ウ 今後のスケジュール

- 平成21年3月 諮問
- 平成21年4月 意見聴取
- 平成21年5月 答申（予定）
- 平成21年6月 公布・施行

800MHz帯の周波数再編に寄与し、周波数有効利用を促進

航空非常用周波数（121.5MHz）の聴守義務の見直し

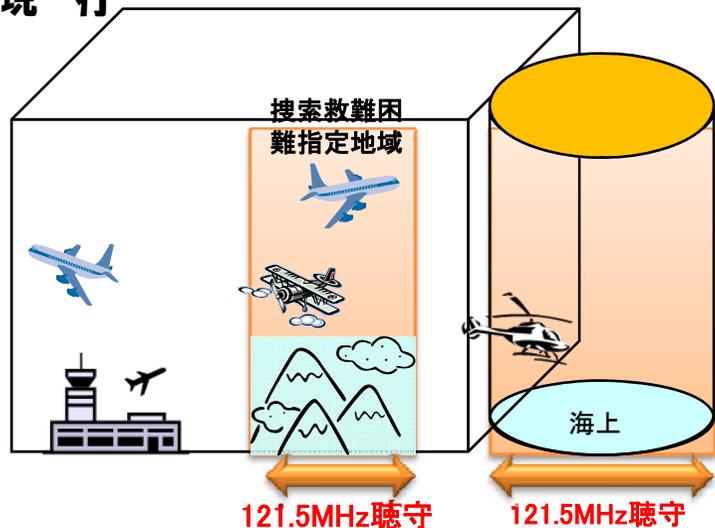
ア 改正概要

国際民間航空条約(ICAO条約)は、長距離洋上及びELT※を装備しなければならない区域を飛行する場合、航空機に対して、121.5MHzの周波数の聴守を義務付け

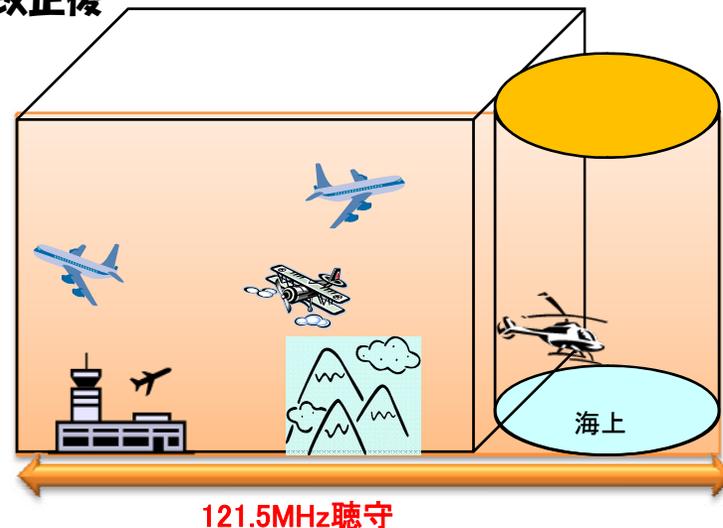
今般、ICAO条約等が改正され、ELTの装備要件として、飛行機及び回転翼航空機は最低1台の装備が義務付けられたことから、航行中の義務航空機局に対して121.5MHzの聴守義務範囲の見直しを行うもの

※ELT（航空機用救命無線機、航空機の墜落等により非常用周波数の電波を発射するもの）

現行



改正後



ただし、他と通信を行っている、物理的に装備台数がない等「やむを得ない」場合は聴守義務を免除（運用規則第147条関係（今回改正なし））

イ 改正ポイント

運用規則第146条

航行中の義務航空機局は聴守するよう規定

ウ 今後のスケジュール

平成21年3月諮問、4月 意見聴守

平成21年5月答申(予定)

平成21年7月1日 施行(予定)

平成 21 年 3 月 11 日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成 21 年 3 月 11 日 諮問第 13 号)

[800MHz帯空港無線電話（空港MCA）システムの廃止に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(星周波数調整官、工藤第二計画係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

I 800MHz 帯空港無線電話（空港 MCA）システムの廃止

空港無線電話システムは、日本国内の空港の地上業務に使用される専用の業務無線システム（800MHz 帯の周波数を使用するアナログ方式）として、平成2年（1990年）2月より国内主要空港において使用されてきた。

平成15年（2003年）10月には、その後継システムとして、周波数利用効率及び利便性が高いデジタル空港無線電話システム（400MHz 帯の周波数を使用）が制度化されたことを受け、今後同システムへの移行促進及び800MHz 帯周波数の再編の観点から、平成16年（2004年）9月、周波数割当計画の一部変更を行い、これまで使用されてきた空港無線電話システムの使用期限を平成22年（2010年）5月31日までと定めたところである。

その後、国内主要空港においては、空港無線電話システムからデジタル空港無線電話システムへの移行が進み、空港無線電話システムの使用は、平成20年（2008年）4月をもって終了したところである。

このような状況を踏まえ、周波数割当計画の一部を変更し、同計画より空港無線電話用の周波数を削除しようとするものである。

[変更内容]

周波数割当計画の830-831.5MHz 帯及び885-886.5MHz 帯において、無線局の目的から「電気通信業務用（空港無線電話用）」を削除するとともに、周波数の使用の条件から空港無線電話用の記述を削除すること。

II スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

平成21年3月11日

3. 9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針及び2,010MHzを超え2,025MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の制定案並びに1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の一部変更案について
(平成21年3月11日 諮問第14号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(石谷課長補佐、白壁係長)

電話：03-5253-5893

3.9 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針及び 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の制定案並びに 1.7GHz 帯又は 2 GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の一部変更案について

1. 概要

より高速・大容量のワイヤレスブロードバンド環境を実現するとともに、我が国の国際競争力の強化を図る観点から、3.9 世代移動通信システム等を導入するため、特定基地局の開設に関する指針の策定及び改正を行う。

(1) 3.9 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針の制定案

- ① 1.5GHz 帯及び 1.7GHz 帯について、新規参入希望者・既存事業者を問わず、最大 4 者に対して、10MHz 又は 15MHz を割り当てる。
- ② 認定の日から 5 年以内に、割当周波数帯において、各総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域内の 3.9 世代移動通信システム等のカバー率（3.9 世代移動通信システム^(注1)に加え、3.5 世代移動通信システムの高度化システム^(注2)によるサービス提供が可能な地域の人口の割合）が 50%以上になる計画を有することを要件とする。

(注1) 100Mbps 以上のワイヤレスブロードバンドを実現できるシステム

(注2) 40Mbps 以上のワイヤレスブロードバンドを実現できるシステム

- ③ 様々な 3.9 世代移動通信システムの導入シナリオに柔軟に対応可能とするため、第 3 世代、3.5 世代移動通信システムの使用も認める。



※東名阪等について、デジタル MCA の使用期限である平成 26 年 3 月末まで使用不可。

(2) 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の制定案

- ① 新たに 5 つの通信方式を追加し、新規参入希望者・既存事業者を問わず、最大 1 者に対して、15MHz を割り当てる。

- ② 認定の日から5年以内に、各総合通信局の管轄区域内のカバー率（サービス提供が可能な地域の人口の割合）が50%以上になる計画を有することを要件とする。

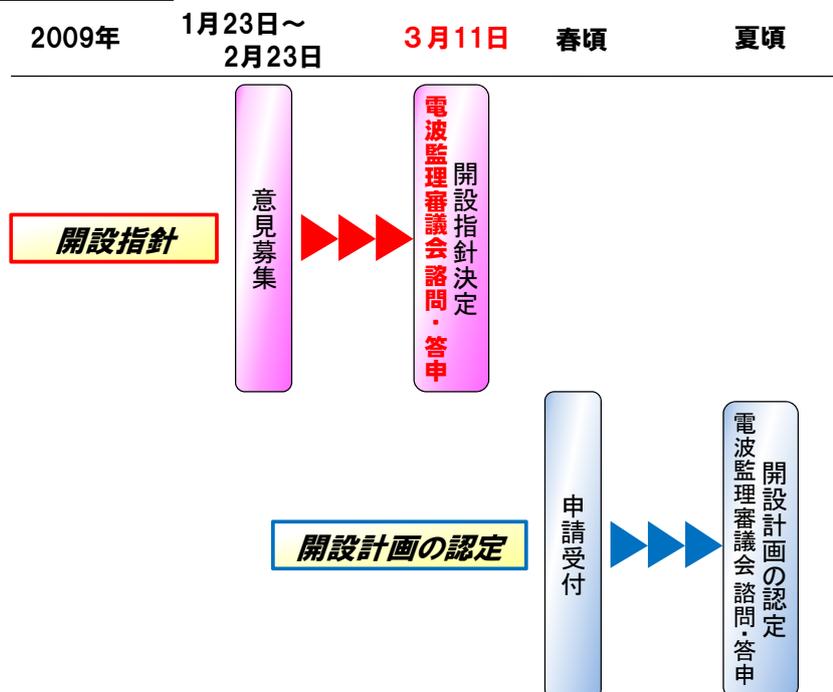


(3) 1.7GHz 帯又は2 GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の一部変更案

1844.9MHz を超え 1854.9MHz 以下及び 2010MHz を超え 2025MHz 以下の周波数に係る特定基地局の開設に関する指針を新たに策定することに伴い、これらの周波数に係る規定について、1.7GHz 帯又は2 GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針から削除する。

- ※ (1) 3.9 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針の制定案及び(2) 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の制定案の骨子については、別添1 参照。

2. スケジュール（案）



- ※ 平成21年1月23日（金）から同年2月23日（月）まで行った3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案等に係る意見募集において提出された意見及びそれに対する総務省の考え方については、別添2 参照。

3.9 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針及び 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の制定案の骨子

1. 3.9 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針の制定案

(1) 特定基地局の範囲

第3世代、3.5世代及び3.9世代移動通信システムの無線局を対象とする。

(2) 使用する周波数

1475.9MHz を超え 1510.9MHz 以下及び 1844.9MHz を超え 1854.9MHz 以下の周波数^(注1)について、原則として、開設計画の認定の日から使用することを可能とする^(注2)。

ただし、現在、デジタル MCA で使用している 1503.35MHz を超え 1510.9MHz 以下の周波数については、平成 26 年 3 月 31 日までの間は、東北、信越、北陸及び四国総合通信局並びに沖縄総合通信事務所の管轄区域内での使用に限り、平成 26 年 4 月 1 日からは、全国で使用することを可能とする。

(注1) 1.7GHz 帯のうち未使用の 1844.9MHz を超え 1854.9MHz 以下の周波数について、従来の取扱いを変更し、今回、割当てを行うこととする。

(注2) 現在、第2世代携帯電話等で使用している 1477MHz を超え 1510.9MHz 以下の周波数について、平成 22 年 3 月 31 日までの間は、一部の地域を除く。

(3) 特定基地局の配置

認定の日から5年以内に、各総合通信局の管轄区域内のカバー率が50%以上になるように特定基地局を配置しなければならない。

(4) 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入

小セル化、適応多値変調方式その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を導入しなければならない。

(5) 開設計画の認定等

① 申請できる周波数幅は、10MHz 又は 15MHz とする。

② 次の項目について要件審査を行い、要件に適合する申請に対して認定を行う。

ただし、要件を満たす申請が5以上の場合には、比較審査を行い、基準への適合の度合いが高い4の申請について、10MHz 又は 15MHz の周波数幅を指定して、認定を行うものとする。

認定に当たっては、認定の日から5年以内に、割当周波数帯において、各総合通信局の管轄区域内の3.9世代移動通信システム等のカバー率が50%以上になる計画を有すること等を要件とする。

【要件審査及び比較審査項目】

- (1) 開設計画の適切性及び計画実施の確実性
 - ① 特定基地局の整備計画
 - ② 特定基地局の整備能力
 - ③ 電気通信設備の設置・運用のための技術的能力
 - ④ 財務的基礎
 - ⑤ 電気通信設備の保守・管理体制、障害時の対応体制の整備
 - ⑥ 無線従事者の適切な配置
 - ⑦ 利用者利益の確保のための体制整備
- (2) 混信等の防止
 - ① 混信等を防止するための技術の導入
 - ② 混信等防止対策の計画
- (3) 電波の能率的な利用の確保
 - ① 3.9世代移動通信システム等のカバー率
 - ② 電波の能率的な利用を確保するための計画
- (4) 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与
 - ① 他の電気通信事業者による無線設備の利用の促進の計画
 - ② その他電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与

2. 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の制定案

(1) 特定基地局の範囲

モバイル WiMAX、IEEE802.20 625k-MC、次世代 PHS、UMB-TDD、LTE-TDD、TD-CDMA 及び TD-SCDMA の7方式の無線局を対象とする。

(2) 使用する周波数

2010MHz を超え 2025MHz 以下の周波数について、開設計画の認定の日から使用することを可能とする。

(3) 特定基地局の配置

認定の日から5年以内に、各総合通信局の管轄区域内のカバー率が50%以上になるように特定基地局を配置しなければならない。

(4) 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入

小セル化、適応多値変調方式その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を導入しなければならない。

(5) 開設計画の認定等

- ① 申請できる周波数幅は、15MHz とする。
- ② 3.9 世代移動通信システムの導入に係る開設計画の認定と同様の項目について要件審査を行い、要件に適合する申請に対して認定を行う。
ただし、要件を満たす申請が2以上の場合には、比較審査を行い、基準への適合の度合いが高い1の申請について、15MHz の周波数幅を指定して、認定を行うものとする。

3.9 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案等に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

1. 概要

3.9 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案等について、平成 21 年 1 月 23 日から同年 2 月 23 日までの間、意見募集を実施。

2. 意見提出者

計 6 件

- ・株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
- ・個人
- ・KDDI 株式会社
- ・ソフトバンクモバイル株式会社
- ・イー・モバイル株式会社
- ・京セラ株式会社 (受付順)

3. 提出された意見とそれに対する総務省の考え方

意見	総務省の考え方
<p>意見公募対象である、「3.9 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案等」は、昨今における携帯電話を利用したデータ通信利用の拡大傾向に対応すべく、より高速・大容量で利便性の高い 3.9 世代移動通信システム等の導入に向けた特定基地局の開設指針を定める案となっており、適切と考えます。</p> <p>以下、各項目について、意見等を述べさせていただきます。</p> <p>1. 特定基地局の範囲について 特定基地局の範囲に関しては、本開設指針案は、周波数有効利用の観点から、より効率の高い新技術の導入を認めるものとなっており、適切と考えます。</p> <p>2. 周波数の割当てについて 開設計画の認定に際する周波数の割当て幅に関しては、1 事業者当たり 10MHz 以上の割当てを行うものとなっており、3.9 世代移動通信システムにおける高速伝送のメリットを活かす観点及び、割当可能な周波数幅の現状を踏まえ、有効かつ適切と考えます。</p> <p>3. 開設計画の認定の要件及び比較審査基準について</p>	<p>本開設指針案等を支持する意見として承ります。</p>

<p>本開設指針案における開設計画の認定の要件及び比較審査基準においては、開設計画の合理性、具体性はもとより、特定基地局の運用による電気通信事業を確実に開始し、継続的に運営するために必要となる財務的基礎、法令遵守及び利用者の利益確保に向けた体制、その他の電気通信事業の健全な発達と運営への寄与等を総合的に問うものとなっており、適当と考えます。 【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	
<p>3.9 世代移動通信システムの導入が可能となる本指針案等に賛成いたします。 本指針案の基本的な枠組みの範囲内であることを前提として、本指針案の発効以降においても柔軟な対応・措置が考慮されることを希望します。また、周波数の効率的な割り当てや新技術の円滑な導入が可能となるよう、引き続き国の役割を發揮していただくことに期待します。 【KDDI 株式会社】</p>	<p>本開設指針案等を支持する意見として承ります。</p>
<p>昨年 11 月 7 日に開催された「3.9 世代移動通信システム等の導入に係る公開ヒアリング」において、当社が主張した 10MHz 幅以上のまとまった帯域での割り当てとなる意見が盛り込まれている、本開設指針案に賛同致します。 また、700/900MHz 帯の周波数割り当てについては、2011 年からの周波数利用開始を考慮し、今年中に情報通信技術分科会での検討開始を要望致します。 【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>本開設指針案等を支持する意見として承ります。</p>
<p>I. はじめに この度、「3.9 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案等に対する意見募集」（以下、「3.9G 開設指針案」とする）に対して、意見提出の機会を作っていただいたことに感謝いたします。 3.9G 開設指針案は、社会や経済の高度化・多様化を背景に、インターネット接続や動画伝送等のより高速・大容量で利用者利便性の高い移動通信システムに期待が寄せられているところであり、第 3 世代移動通信システムを高度化した 3.9 世代移動通信システムの推進を目的とするものであることから、当社は歓迎いたします。 また、3.9G 開設指針案は、昨年 11 月 7 日に「3.9 世代移動通信システムの導入に係る公開ヒアリング」が開催され、事業者の意見陳述、並びに有識者の方々との議論が公開で行われるなど、透明性の高いプロセスで 3.9G 開設指針案が作成されたことについても評価いたします。</p> <p>II. 3.9 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案に対する意見</p> <p>1. 特定基地局のシステムについて データ通信利用の拡大傾向に対応するためには、3.9 世代移動通信システムの導入が必要不可欠であることから、特定基地局のシステムに 3.9 世代移動通信システムを含むことに賛成いたします。</p> <p>2. 新規に割当可能な周波数について 新規に割当が可能な周波数に 1.5GHz 帯の他に 1844.9MHz を超え 1854.9MHz 以下の周波数（以下、「1.7GHz 帯」という。）を加えたことについて賛成いたします。1.7GHz 帯を 3.9 世代移動通信システム用に開放する事はデータ通信利用が拡大傾向にある昨今の現状から考慮しても適切であると考えます。 また、帯域当たりの利用者数で周波数の追加割当てを行うのではなく、将来的なトラヒックの増大を予め考慮して、新規に割当可能な帯域幅を当初より事業者に割当てることについても同様に適切であると考えます。</p> <p>3. 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項について 特定基地局の運用開始を開設計画の認定の日からの一定の期限内とするルールを規定しない 3.9G 開設指針案に賛成いた</p>	<p>本開設指針案等を支持する意見として承ります。</p>

します。3.9 世代移動通信システムは、これまでの 1.7GHz 帯や 2.5GHz 帯の開設指針と異なり事業者によって 3.9 世代移動通信システムの導入のスケジュールが異なっていると想定されるため、当社としても妥当であると考えます。

4. 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入について
第 4 項の電波の能率的な利用確保のための技術導入を認定要件にすることに賛成いたします。第 3 世代移動通信システム用の周波数のひっ迫状況を考慮すると、3.9 世代移動通信システムにおいては、できる限り周波数利用効率の高い技術を導入する必要があると考えます。当社としても積極的に周波数利用効率が高い技術の採用を進めていく所存です。

5. 開設計画における申請の事業者数等について
新規割当バンドへの割り当て事業者を最大 4 社とすることに賛成いたします。3.9 世代移動通信システムの導入に対して多数の事業者が割当を希望していると考えられる状況では、事業者に対する機会の確保という観点で優れた案であると考えます。

なお、今後において、利用者からの移動通信におけるブロードバンド化の期待の拡大による新たなモバイルブロードバンド市場の進展を目途として、割当てられた周波数の帯域及び帯域幅によって、市場における競争の優劣を生じさせることの無いよう、事業者間の競争環境を確保する観点での周波数割り当て施策の検討を希望いたします。

6. その他

「業務開始の日」（別表第 1 第 4 項「財務的基礎に関する事項」の第 1 号及び第 2 号）について、既に第 3 世代移動通信システム事業を行っている事業者の場合であれば、「業務開始の日」とは 3.9 世代移動通信システムの運用開始日と理解しております。

III. 3.9 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針第 2 項第 2 号の規定に基づき、同号に規定する別に定める区域を定める告示案に対する意見

3.9G 開設指針案に賛成いたします。

IV. 平成 17 年総務省告示第 883 号（1.7GHz 帯又は 2GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を改正する告示案及び新旧対照表に対する意見

3.9G 開設指針案に賛成いたします。

V. 平成 12 年郵政省告示第 744 号（電波法第 6 条第 7 項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件）の一部を改正する告示案及び新旧対照表に対する意見

3.9G 開設指針案に賛成いたします。

【イー・モバイル株式会社】

まず、「3.9 世代移動通信システム」という名称についてですが、海外においては、LTE やモバイル WiMAX を「4G」と称していることがほとんどであり、国際協調の面から、「第 4 世代移動通信システム」と称してもよいのではないかと考えます。

次に、1468MHz～1477MHz/1516MHz～1525MHz を使用していたアナログ MCA システムは既に停波しており、現在は空き帯域となっております。

ここを有効に利用し、例えば基地局側 1520.9MHz、移動局側 1472.9MHz までとし、3 者に 15MHz を割り当てることで、多くの利用者の利便につながります。

また、デジタル MCA システムが導入されている帯域では、一部の地区では平成 26 年 3 月 31 日まで使用が制限される案となっておりますが、このうち、北海道、中国、九州においては、利用者、局数は極端に少なくなっています。

（北海道：制御局数 2、ユーザー数 10、移動局数 335）

LTE 等は、ITU においては、第 4 世代移動通信システム（IMT-Advanced）ではなく、第 3 世代移動通信システム（IMT-2000）として標準化されており、国内においても、第 4 世代に極めて近い第 3 世代という意味の「3.9 世代移動通信システム」という名称で広く認知されていることから、「3.9 世代移動通信システム」とすることが適当と考えております。

次に、ご指摘の 1468～1477MHz/1516MHz～1525MHz の帯域については、情報通信審議会からの答申において、15MHz のチャンネル幅で 3.9 世代移動通信システムを使用する場合には陸上

(中国：制御局数 1、ユーザー数 2、移動局数 1100)
(九州：制御局数 3、ユーザー数 10、移動局数 622)
(上記数値は 総務省 無線局免許情報 2008 年 12 月 20 日時点)

にもかかわらず、平成 26 年までデジタル MCA システムを利用可能とすることは、結果的に、これら少数の MCA 利用者のために、平成 26 年まで 3.9G の導入が足止めされることになり、当該地区の携帯電話、モバイル通信利用者に不利益となります。

上記地区においては、移行促進のため、デジタル MCA システムの使用期限を前倒しするべきだと考えます。

それ以外の地区（関東、東海、近畿）においても、MCA 事業者は早期に帯域を開放するようより一層利用者の移行に尽力すべきと考えます。

また、MCA 利用者の移行に際し、特定周波数変更対策業務を適用するなどし、費用負担を軽減するよう対策を行うべきと考えます。

最後に、1.7GHz 帯東名阪バンドについて、東名阪地区以外にも使用が可能となるようにすべきと考えます。

先日行われた「3.9 世代移動通信システム等の導入に係る公開ヒアリング」において、NTT ドコモより「東名阪だけでなく、地域の大都市（例えば、九州）でも周波数逼迫が深刻。」との状況が示されております。

多くの同社端末は 1.7GHz 帯に対応しており、東名阪以外の周波数逼迫した地域において、1.7GHz 帯の基地局を整備するだけで、既存の利用者が端末の買い替えを行うことなく混雑状況の緩和が期待され、利用者の利便につながります。 【個人】

移動局と基地局との間に 13MHz 幅のガードバンドを確保する必要があるとされていることを踏まえ、本開設指針案等のとおり、陸上移動局側は 1462.9MHz まで、基地局側は 1510.9 MHz までとすることが適当と考えております。

また、1.5GHz 帯のデジタル MCA システムの使用期限については、利用者の他のシステムへの円滑な移行等のための十分な期間を確保する必要があること、情報通信審議会において、3.9 世代移動通信システム等を 2010 年頃に可能な地域から導入可能とし、2010 年代中頃に全国に拡大すべき旨の報告がされていること等を考慮し、本開設指針案の使用期限のとおりとすることが適当と考えております。

なお、他のシステムへの円滑な移行等のため、免許期間を考慮した十分な期間を確保していることから、特定周波数変更対策業務等とする必要はないと考えております。

さらに、1.7GHz 帯東名阪バンドの周波数帯のうち、東名阪以外の地域は公共業務用として使用されているため、現時点において携帯電話用の周波数として使用することは困難です。

(その一)

* 第二項 2 「当該特定基地局に係る周波数の使用区域は全国とする」

↓
指針案に代えて

「周波数の使用区域は、地域の必要性に応じて柔軟に地域毎に割り当てる。」

* 第三項 「開設計画の認定の日から 5 年以内に、総合通信局の管理区域毎のカバー率が全て 50%以上になるように当該特定基地局を配置しなければならない。」

↓
指針案に代えて

「地域の事情、用途の事情」に合わせたカバレッジ率の設定をする。

* 第五項 2

「但し、地域毎に連携する複数の者がそれぞれ本開設指針に係る開設計画の認定に申請を行なう場合には、これらの申請をひとつの申請とみなして、本開設指針の規定を適用する。」

↓
本主旨を歓迎します。

「申請することができる周波数の帯域幅は 15MHz とする。」

↓
指針案に代えて

「申請することができる周波数の帯域幅は 15MHz とする。但し、複数の事業者から提案があった場合、事業の規模、内容を検討し、複数の申請者が干渉が起らない場合において、帯域幅を小分割して使用することを前提として申請することができるようにする。」

* 第五項 3

電気通信業務用の移動通信システムに係る周波数は、原則として、より広範な地域においてまとまった帯域を割り当てて電気通信役務の利用を可能とすることが利用者の利便や電波の有効利用に資することになるため、2,010~2,025MHz の帯域については、全国的に周波数を使用する 1 者に 15MHz を割り当て、各総合通信局の管轄区域内の人口カバー率を 50%以上とすること等の要件を課すこととしたものです。

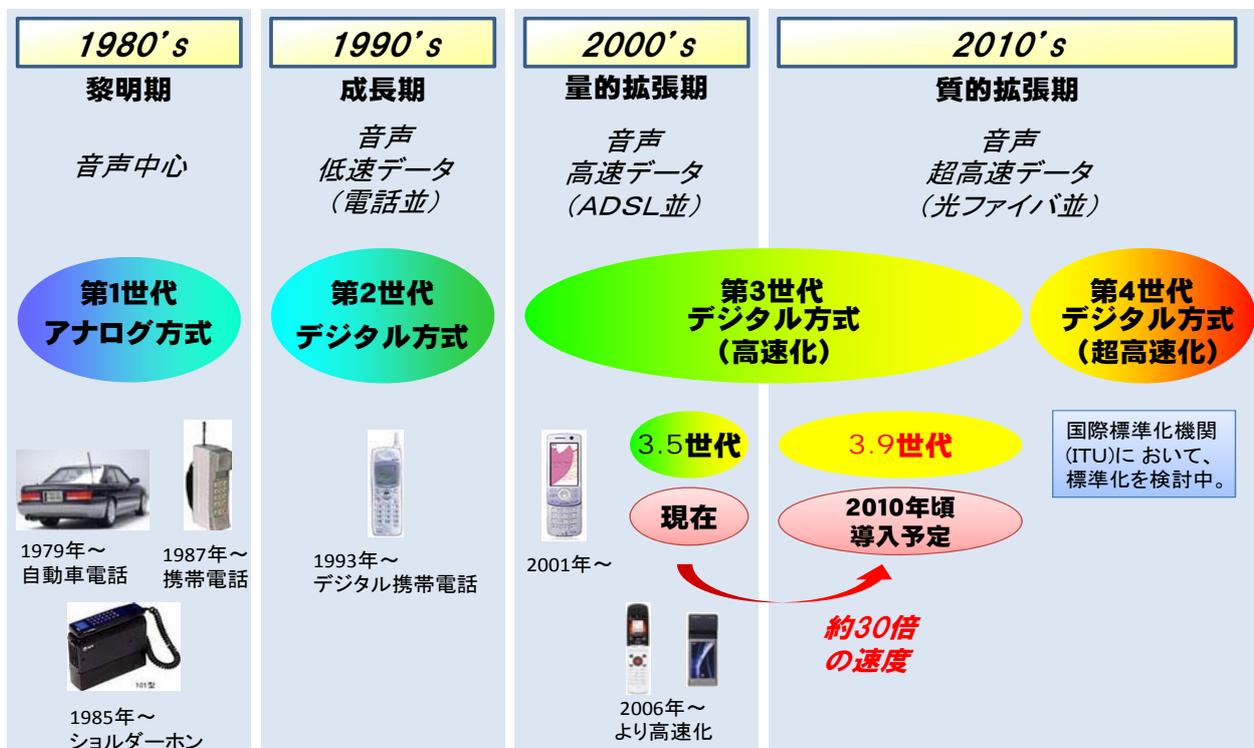
「開設計画の認定に関して、二つ以上の申請者がある場合はそれぞれの申請について比較基準を行ない、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが高いひとつの申請者に対して行なうものとする」

↓

前述第五項 2 の二つ目の提案に合わせて削除することを提案します。
【京セラ株式会社】

携帯電話の高度化について

1. 携帯電話の歴史と今後の発展傾向



2. 各世代の比較

	第3世代 現在	3.5世代	3.5世代の高度化		3.9世代	第4世代
			HSPA Evolution	DC-HSDPA		
最大伝送速度	～384kbps	～14Mbps	～43Mbps	～43Mbps	～300Mbps	～1Gbps
アンテナ多重化(※)	なし	なし	2×2	なし	4×4	4×4以上 (検討中)
周波数帯幅	5MHz	5MHz	5MHz	10MHz	5MHz～20MHz	～100MHz程度
開始時期	2001年10月	2003年11月	2009年	2009-2010年	2010年～	2015年頃～
高速化の手法	—	・高効率変調方式の採用	・アンテナ2重化 ・高効率変調方式の採用	・セル2重化 ・高効率変調方式の採用	・20MHz帯域の使用 ・アンテナ4重化により、最大300Mbps	・100MHz帯域の使用により、最大1Gbps

(※) 送信及び受信アンテナを多重化することによって、その本数倍の高速化が可能。

特定基地局の開設計画の認定制度について

1. 特定基地局の開設計画の認定制度

- ① 携帯電話等の基地局は広範囲にわたって多数開設することが必要であり、そのシステム構築にはある程度の期間を要する。このような基地局（特定基地局）の円滑な開設を図るためには、システム導入時における一定期間、必要な周波数について、特定の者のみが免許申請できるようにすることが必要。
- ② 総務大臣が公示する周波数については、総務大臣が定める開設指針に従って、特定基地局の開設に関する計画（開設計画）を作成し、認定を受けた者のみが、当該基地局に係る免許の申請を行うことができる。

通常の無線局の場合

- ・ 個々の無線局単位に免許申請（原則、先願主義。競願が生じた場合は比較審査）。
- ・ このため、広範囲にわたって多数の基地局を開設する計画を有していても、必ずしも必要な免許を受けられるわけではない。

他の免許人の無線局が混在する可能性があり、広範囲にわたる多数の基地局の円滑な開設に支障が生じる可能性。

特定基地局の場合

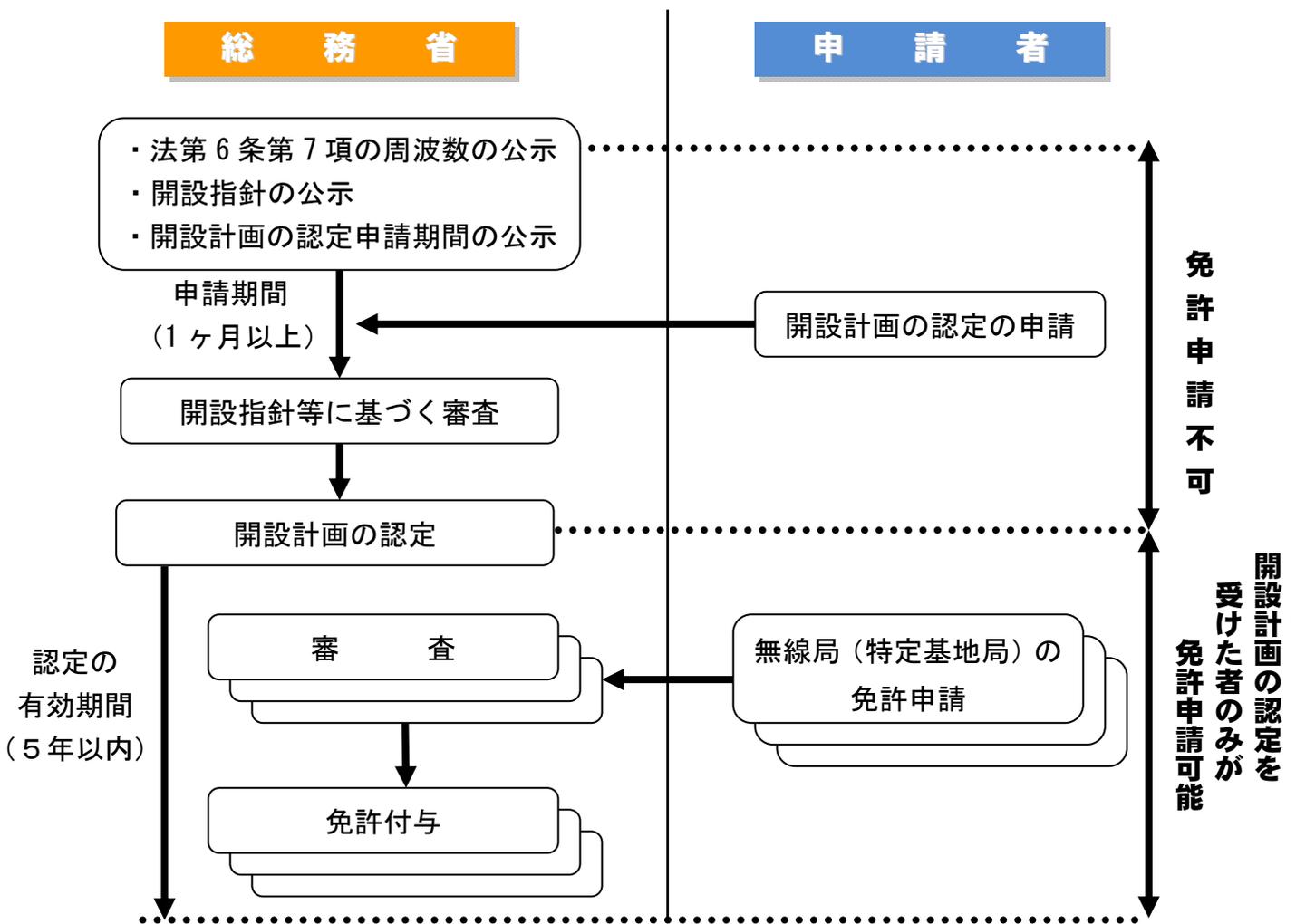
- ・ 開設計画の認定を受けた者のみ、基地局の免許の申請が可能。

認定を受けた者以外は免許申請を行うことができないため、認定を受けた者とその他の者との競願等は発生せず、排他的に基地局を設置することが可能。

2. 開設計画の認定及び無線局免許手続の流れ

電波法第6条第7項の規定に基づき総務大臣が公示する周波数については、総務大臣が定める開設指針に従って、特定基地局の開設に関する計画（開設計画）を作成して認定申請期間中に総務大臣に申請し、認定を受けることが可能。

実質的には、認定を受けた者のみが、当該基地局に係る免許申請を行うことができることとなる。



平成21年3月11日

IPSTAR Company Limited所属特定無線局の包括免許について
(平成21年3月11日 諮問第15号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局衛星移動通信課

(田野係長、吉田係長)

電話：03-5253-5902

IPSTAR Company Limited 所属特定無線局の包括免許について

1 概要

本件は、IPSTAR Company Limited が、デジタルディバイド解消事業等に利用される VSAT システムを用いた衛星通信事業に参入することを希望していることから、同社に対し、VSAT 地球局の包括免許を付与することについて、諮問を行うものである。

2 包括免許申請概要

無線設備の規格	他の一の地球局によってその送信の制御が行われる小規模地球局の無線設備（無線設備規則第 54 条の 3）
申請者	IPSTAR Company Limited（会社概要は別紙 1 のとおり）
包括免許人の事務所	埼玉県秩父郡小鹿野町日尾 1231-1
無線局の目的	電気通信業務用
開設を必要とする理由	衛星通信サービスによる電気通信サービスを提供するため
通信の相手方	THAICOM IP1 人工衛星
電波の型式、希望する周波数の範囲等	別紙 2 のとおり
最大運用数	52,756 局
運用開始の予定期日	免許の日から 1 月以内の日

3 包括免許の審査

関東総合通信局において審査した結果、当該免許申請は、別紙 3 のとおり電波法第 27 条の 4 各号の規定に適合していると認められたものである。

会社概要

商号	IPSTAR Company Limited
会社設立の年月日	2000年5月12日
日本における代表者	プラディップ・ウニ
目的	電気通信事業法に基づく電気通信事業
資本金の額	2億円

電波の型式、希望する周波数の範囲等

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
121K G7W	14.001055 GHzから 14.398505 GHzまで	1.0 W	
242K G7W	14.001055 GHzから 14.398505 GHzまで	1.0 W	
483K G7W	14.001055 GHzから 14.398505 GHzまで	1.0 W	
966K G7W	14.001055 GHzから 14.398505 GHzまで	1.0 W	
1M93 G7W	14.001055 GHzから 14.398505 GHzまで	1.0 W	

審 査 結 果

審査項目（適用条項）	判定	審査概要
周波数の割当てが可能であること （電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 27 条の 4 第 1 号）	適	本件申請に係る周波数は、VSAT 地球局に割当て可能な周波数として周波数割当計画（平成 20 年総務省告示第 714 号）に定められているところ、申請者が希望している周波数は、これに適合するものであり、周波数の割当ては可能であると認められる。
総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること （電波法第 27 条の 4 第 2 号）	適	次に示すとおり、特定無線局の開設の根本的基準に合致していると認められる。
それらの局を開設することによって提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること。 （特定無線局根本基準第 2 条第 1 号（平成 9 年郵政省令第 72 号。以下「特定無線局根本基準」という。））	適	本件特定無線局は、デジタルディバイド解消や非常災害時の通信手段確保等の需要を踏まえ、衛星ブロードバンド通信サービスのために電気通信役務を提供するものであり、ブロードバンド通信サービスを利用できない地域等における高速データ通信網の構築に資するものであることから、利用者の需要に適合していると認められる。
包括免許を受けようとする者は、それらの局の最大運用数による運用における電気通信業務の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を実施するに足る能力を有するものであること。 （特定無線局根本基準第 2 条第 2 号）	適	別添のとおり、最大運用数による運用における業務の実施について、適切な計画を有していると認められる。 また、申請者は、当該計画に従って本件特定無線局に係る電気通信事業を実施することとしており、既にアジア・太平洋地域 9 カ国において同様のサービスを提供していることや、タイにおいて衛星通信事業者として衛星通信事業の実績を有している Thaicom Public Company Limited の子会社であり、その技術要員や設備の支援を受けていることをかんがみれば、当該計画を確実に実施するために必要な電気通信設備、技術要員の確保等が図られ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有していると認められる。
それらの局を開設する目的を達成するために	適	本件特定無線局は、広い地域を対象とした

<p>は、それらの局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。</p> <p>(特定無線局根本基準第2条第3号)</p>		<p>デジタルディバイド解消や非常災害時の通信手段確保等を目的とする衛星ブロードバンド通信サービスを提供するものであり、当該目的に照らし、既存の人工衛星を通信の相手方とする本件特定無線局の開設は、他の電気通信手段を利用する場合に比較して能率的かつ経済的であると認められる。</p>
<p>その他それらの局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営とに寄与すること。</p> <p>(特定無線局根本基準第2条第4号)</p>	<p>適</p>	<p>本件特定無線局の開設により、デジタルディバイド解消や非常災害時の通信手段確保等、利用者の利便性が向上することとなるため、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営とに寄与すると認められる。</p>

審査結果補足説明

＜最大運用数の審査＞

申請された最大運用数については以下のとおり。

申請者ごとの利用者数見込み

年 度（平成）	21	22	23	24	25
無線局数（累計）	12,000	24,000	36,000	48,000	52,756

全国でブロードバンド通信サービスを利用できない環境にある世帯が 2008 年 3 月末で約 86 万世帯存在し、うち 35 万世帯以上が具体的にブロードバンドの整備予定のない地域（条件不利地域）である。申請された最大運用数 52,756 局は、これらの条件不利地域に対し衛星ブロードバンド通信サービスを提供することで、申請者がその内のシェアを段階的に獲得することを想定したものであり、特段の問題はないと認められる（下表参照）。

年度（平成）	21	22	23	24	25
対象世帯数 （年度毎想定）	35 万世帯	33.8 万世帯	32.6 万世帯	31.4 万世帯	30.2 万世帯
申請者獲得数 （年度毎想定）	12,000	12,000	12,000	12,000	4,756
無線局数（累計）	12,000	24,000	36,000	48,000	52,756

（注）世帯数は「デジタル・ディバイド解消戦略（2008 年 6 月総務省）」を元に算出

また、本件特定無線局の通信の相手方となる無線局が提供可能なデータ容量(下り)は 659.45Mbps である。申請者は、下り 1Mbps のベストエフォート型サービスを提供する予定であり、申請者の海外におけるサービス実績から、ユーザー 1 人当たりの回線占有率は最大で 1/80 と想定され、技術的にも最大 52,756 回線(ユーザー)を収容可能である。

※ 収容回線数（52,756 回線） = データ容量(659.45Mbps)÷サービス速度(1Mbps)÷回線占有率(1/80)

	利用可能帯域幅	提供可能データ容量
ビーム 401 (北海道・東北)	212.5 MHz※1	235.61 Mbps
ビーム 402 (本州東部)	22.5 MHz※2	25.80 Mbps
ビーム 403 (本州西部)	262.5 MHz	372.24 Mbps
ビーム 404 (九州)	22.5 MHz※2	25.80 Mbps

※1 ビーム 401 については、制御地球局送信帯域が国際調整の制限上、利用可能帯域幅は 212.5 MHz となる。

※2 ビーム 402 及びビーム 404 については、現行法令の範囲内で運用する。

(参考)

上記回線占有率は、個人によるブロードバンドサービスの利用の中心オーストラリア及びニュージーランドでの実際の利用状況から想定している。

計算式：

$240\text{Mbps} \langle \text{オーストラリア販売データ容量} \rangle \div (0.5\text{Mbps} \langle \text{サービス速度} \rangle \times 48,000 \langle \text{販売回線数} \rangle) = 1/100$

$50\text{Mbps} \langle \text{ニュージーランド販売データ容量} \rangle \div (0.5\text{Mbps} \langle \text{サービス速度} \rangle \times 10,000 \langle \text{販売回線数} \rangle) = 1/100$

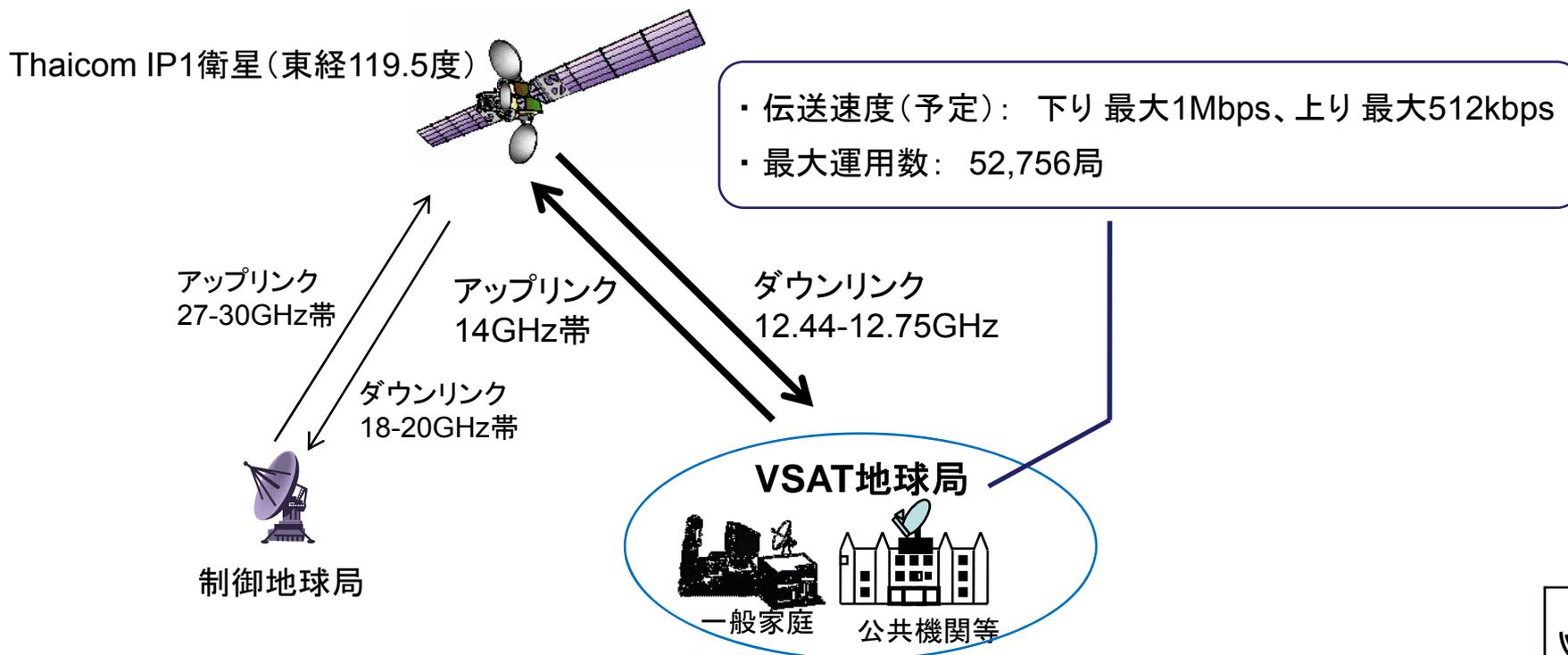
2 国とくらべブロードバンド回線網がより発達している日本では、25%割り増しし算出した。

計算式： $1/80 \langle \text{日本での想定回線占有率} \rangle = 1/100 \times 1.25 \langle \text{25\%増} \rangle$

よって、申請者は最大運用数による運用における電気通信事業の実施について適切な計画を有していると認められる。

IPSTAR Company Limited所属VSAT地球局(概要)

- 本年2月、タイの衛星事業者IPSTAR Company Limited (2000年設立、申請代表者: プラディップ・ウニ、資本金: 約2億円) が、VSAT (Very Small Aperture Terminal) 地球局の包括免許を申請。
- IPSTAR社は、タイを拠点に、豪州、中国等、アジア・太平洋地域9カ国でサービスを展開。
- IPSTAR社は、本年4月にサービス開始(予定)。 → デジタル・ディバイド解消に期待。



平成21年3月11日

日本放送協会に対する平成21年度国際放送実施要請について
(平成21年3月11日 諮問第16号)

日本放送協会に対する平成21年度委託協会国際放送業務実施要請について
(平成21年3月11日 諮問第17号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星放送課国際放送推進室

(松下室長、恩田係長)

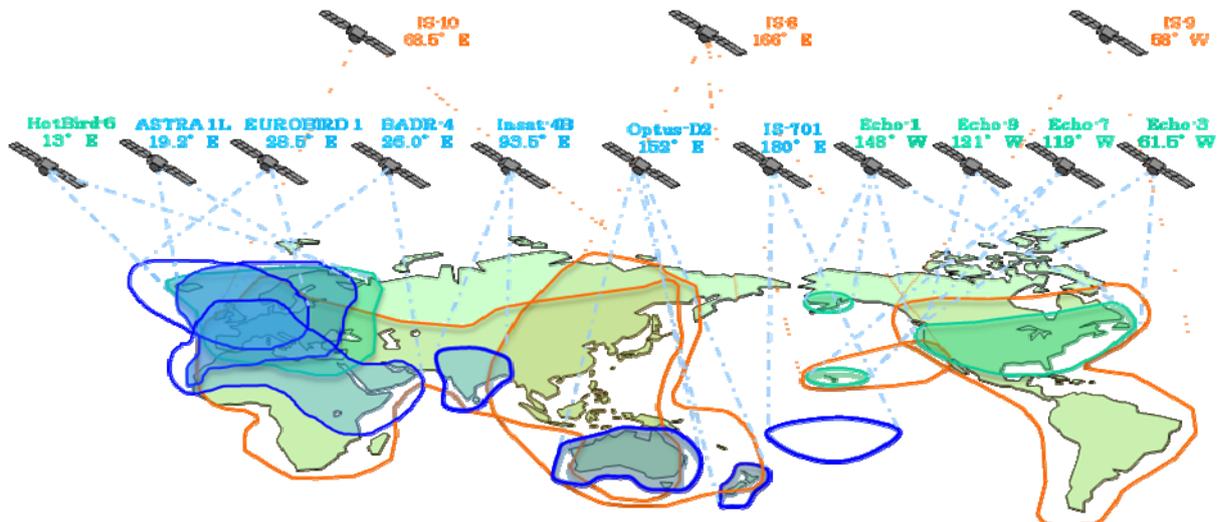
電話：03-5253-5798

日本放送協会に対する平成21年度国際放送等実施要請について

I テレビ国際放送（委託協会国際放送業務）

1 テレビ国際放送の現状（21年度）

- (1) 放送時間 ・外国人向け：1日24時間
 (Cバンド：全放送区域
 Kuバンド：オーストラリア・ニュージーランド、インド、
 中東・北アフリカ、南太平洋諸国、北欧・東
 欧、イギリス・アイルランド)
- ・邦人向け：1日5時間程度
 (Cバンド：全放送区域、Kuバンド：北米、欧州)
- (2) 放送区域 ほぼ全世界（北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア、大洋州）
- (3) 使用言語 2言語（日本語、英語）
- (4) 送信衛星 外国衛星14基
 (インテルサット社：IS-8、9、10、701 Spot B、エコスター社：Echo-1、3、7、9、
 ユーテルサット社：HotBird-6、EUROBIRD1、オプタス社：OptusD2、インサ
 ット社：Insat 4B、アラブサット社：BADR-4、アストラ社：Astra1L)
- (5) 受信方法：受信機及びアンテナを用いた直接受信の他、CATVやホテル
 などでも視聴が可能。



2 実施要請のポイント

- (1) 要請対象は、「外国人向け」業務に限定。交付金額を大幅増額（20年度15.2億円→21年度24.5億円）。
- (2) 平成21年2月より、NHK自主放送部分も含め、新たなスキームによる外国人向け放送としてリニューアル。

3 実施要請の内容

次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務の実施を要請する。

1 委託放送事項

委託放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

2 委託して放送をさせる区域

委託して放送をさせる区域は、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州とする。

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第9条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 委託して放送させる時間は、委託して放送をさせる各区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (3) 用いる言語は、英語とすること。ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない。
- (4) 委託して行わせる放送の内容等について十分な周知を行うとともに、簡便な受信が可能となるよう、受信環境を整えるなど、受信者の便宜を図り、受信者の増加に努めること。また、放送効果についての必要な調査を行うこと。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

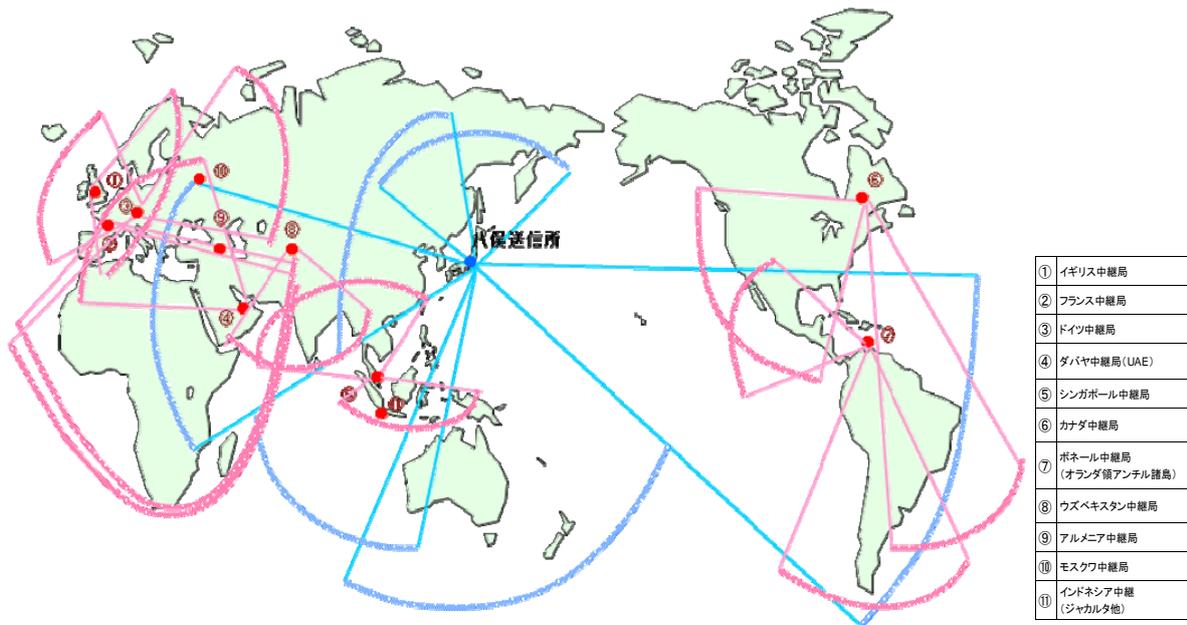
- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。※
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

※ 予算成立後に別途通知する。

II ラジオ国際放送（国際放送）

1 ラジオ国際放送の現状（21年度）

- (1) 放送時間 1日延べ55時間10分
- (2) 放送区域 17区域
 (欧州、北米、ハワイ、中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア、豪州・ニュージーランド)
- (3) 使用言語 18言語
 (日本語、英語、中国語、ロシア語、朝鮮語（ハングル）、インドネシア語、フランス語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、ビルマ語、ヒンディ語、ウルドゥ語、ベンガル語、ペルシャ語、ポルトガル語、アラビア語、スワヒリ語)
- (4) 送信施設 国内送信所1か所（八俣送信所）、海外中継局11か所



2 実施要請のポイント

- (1) 新テレビ国際放送の開始にともない、ラジオ国際放送はテレビ国際放送の補完的役割へ。
- (2) 要請対象は、日本語・中国語・朝鮮語の3言語に限定。
- (3) 昨年に引き続き、放送事項に「北朝鮮による日本人拉致問題への留意」を明記。
- (4) 要請する放送区域は、北米、欧州、ハワイを除く14区域とする。

3 実施要請の内容

次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

1 放送事項

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- イ 国の重要な政策に係る事項
- ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- エ その他国の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

2 放送区域

放送区域は、中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランドとする。

3 その他必要な事項

(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第9条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。

(2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。

(3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。

(4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

(5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。

(6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。

(7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。※

(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

※ 予算成立後に別途通知する。

以上

平成21年3月11日

BSデジタル放送に係る委託放送業務の認定について
(平成21年3月11日 諮問第18号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星放送課

(井田課長補佐、松元係長)

電話：03-5253-5799

BSデジタル放送に係る委託放送業務の認定について

－地上デジタル放送の衛星利用による難視聴対策－

1 背景

総務省は、地上デジタル放送の衛星利用による難視聴対策を行うため、平成20年9月3日の電波監理審議会答申を受けて、平成20年9月19日に放送普及基本計画（昭和63年郵政省告示第660号）及び放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）の各一部を変更したところである。

また、平成20年11月12日の電波監理審議会答申を受けて、同日に株式会社放送衛星システムに対し、チャンネル番号17を使用する放送衛星局の予備免許を付与したところである。

その後、平成21年2月10日に社団法人デジタル放送推進協会（理事長 間部 耕平）から、放送法（昭和25年法律第132号）第52条の13第2項の規定に基づき、BSデジタル放送に係る委託放送業務の認定申請があったものである。

2 申請者及び申請概要（詳細は別紙1のとおり）

I 申請者：社団法人デジタル放送推進協会（理事長 間部 耕平）

II 申請概要：

- ・使用する周波数：12.03436GHz（チャンネル番号17）
- ・委託して行わせる放送の種類：標準テレビジョン放送（デジタル放送）7番組
- ・スロット数：48スロット

※ 地上デジタル放送の衛星利用による難視聴対策を実施するもの

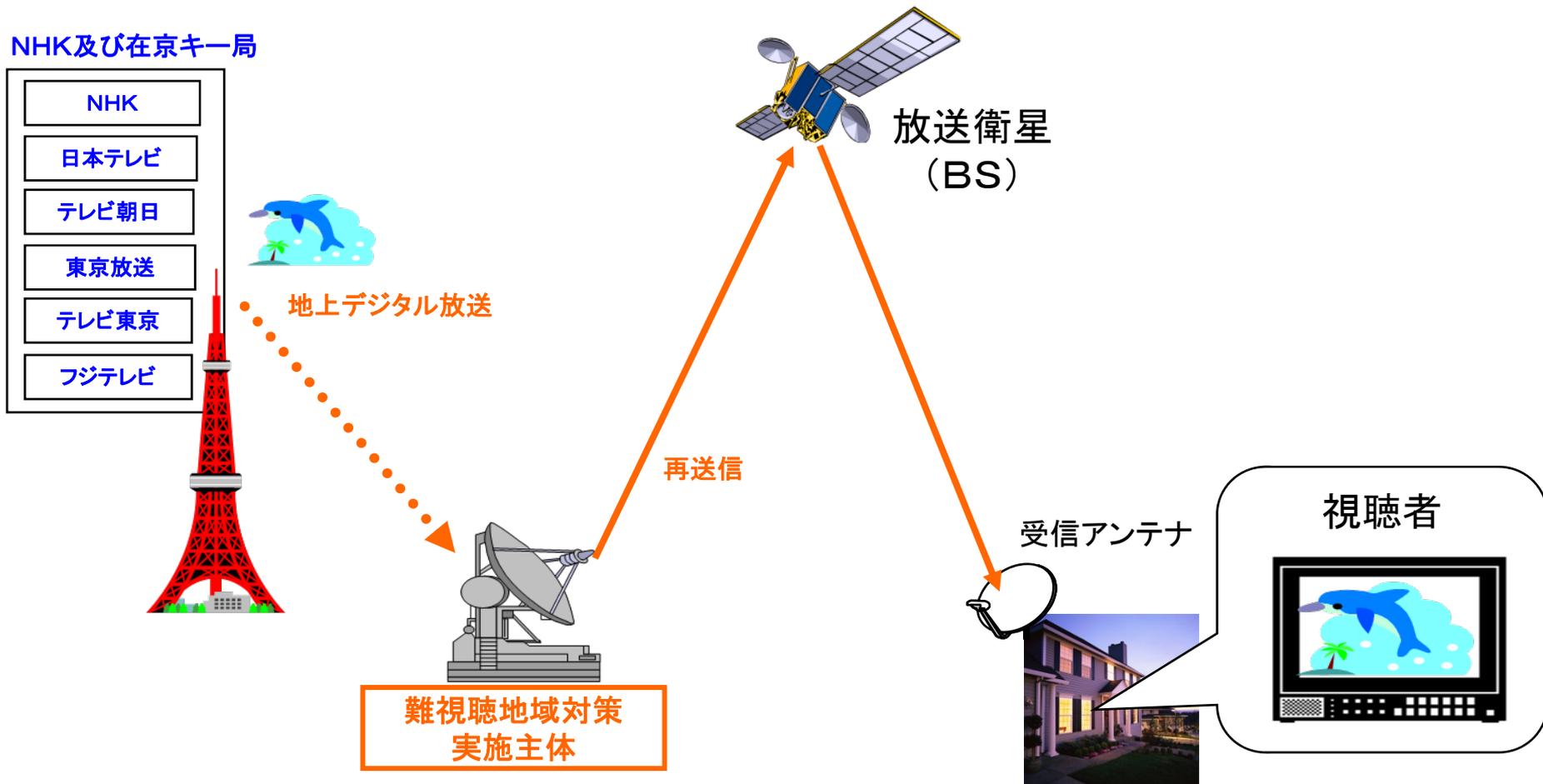
3 審査結果（詳細は別紙2のとおり）

審査した結果、「放送法」、「放送法施行規則」、「放送法関係審査基準」の基準に適合していると認められるため、放送法第52条の13第1項に基づき、認定することとする。

地上デジタル放送の衛星利用による難視聴対策の概要

平成23年のアナログ放送終了期限において地上デジタル放送が受信できない地域に対して、放送衛星（BS）により、NHK総合・教育、日本テレビ、テレビ朝日、東京放送、テレビ東京及びフジテレビが放送する番組を再送信する。

なお、この措置は、地上系の放送基盤により地上デジタル放送が送り届けられるまでの間の暫定的・緊急避難的な措置として実施するものであり、終了期限を定めて実施する。



申請概要

1 申請者名	社団法人デジタル放送推進協会
2 代表者名	理事長 <small>まなべ こうへい</small> 間部 耕萃
3 申請年月日	平成21年2月10日
4 委託して行わせる放送の種類	標準テレビジョン放送（デジタル放送） 7番組
5 希望する委託の相手方	株式会社放送衛星システム
6 委託して行わせる放送に関し希望する周波数	周波数：12.03436 GHz 伝送容量： ・シンボル数（合計） 28.86Mbaud ・スロット数（合計） 48スロット 第1番組 7.5スロット 第2番組 8スロット 第3番組 6.5スロット 第4番組 6.5スロット 第5番組 6.5スロット 第6番組 6.5スロット 第7番組 6.5スロット
7 委託放送事項	別添のとおり
8 放送開始予定日	平成22年3月1日

第 1 番組	<p>報道（ニュース、ニュース解説など報道を目的とする放送番組） 教育（学校教育または社会教育のための放送番組） 教養（国民の一般的教養の向上を直接の目的とする放送番組） 娯楽（国民にいきいと安らぎを提供するための娯楽を目的とする放送番組）</p> <p>7系統の標準テレビジョン放送（国内放送（地上系によるデジタル放送）のうち日本放送協会の放送及び一般放送事業者の放送（一般放送事業者の放送についてはその放送対象地域が関東広域圏であるものに限る。）と同一の放送を同時に行うものに限る。）を行うものに限る。</p>
第 2 番組	<p>報道（ニュース、ニュース解説など報道を目的とする放送番組） 教育（学校教育または社会教育のための放送番組） 教養（国民の一般的教養の向上を直接の目的とする放送番組）</p> <p>7系統の標準テレビジョン放送（国内放送（地上系によるデジタル放送）のうち日本放送協会の放送及び一般放送事業者の放送（一般放送事業者の放送についてはその放送対象地域が関東広域圏であるものに限る。）と同一の放送を同時に行うものに限る。）を行うものに限る。</p>
第 3 番組	<p>報道（一般ニュース、海外ニュース、スポーツニュース、気象等） 教育（幼児教育、料理講座等生活一般） 教養（政治討論、ノンフィクション、クイズ、内外情勢の紹介等） 娯楽（音楽、スポーツ中継、ドラマ、劇場映画、バラエティショー等） 広告（商業案内） その他（番組案内等）</p> <p>7系統の標準テレビジョン放送（国内放送（地上系によるデジタル放送）のうち日本放送協会の放送及び一般放送事業者の放送（一般放送事業者の放送についてはその放送対象地域が関東広域圏であるものに限る。）と同一の放送を同時に行うものに限る。）を行うものに限る。</p>
第 4 番組	<p>報道（一般ニュース、ニュース解説、週間ニュース、スポーツニュース、天気予報等） 教育（幼児教育、学校向教育、成人教育等） 教養（時事解説、政治座談会、生活情報等） 娯楽（音楽、スポーツ、ドラマ、演芸、映画等） 広告（ガイド等） その他（番組予告等）</p> <p>7系統の標準テレビジョン放送（国内放送（地上系によるデジタル放送）のうち日本放送協会の放送及び一般放送事業者の放送（一般放送事業者の放送についてはその放送対象地域が関東広域圏であるものに限る。）と同一の放送を同時に行うものに限る。）を行うものに限る。</p>

<p>第 5 番組</p>	<p>報道（一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース等） 教育（英語教室、教育映画、教育的音楽等） 教養（政治解説、政治討論会、婦人向け講座、音楽講座等） 娯楽（音楽、スポーツ行事、ドラマ、演芸等） 広告（商業案内、スポット・アナウンス等） その他（放送番組の予告等）</p> <p>7系統の標準テレビジョン放送（国内放送（地上系によるデジタル放送）のうち日本放送協会の放送及び一般放送事業者の放送（一般放送事業者の放送についてはその放送対象地域が関東広域圏であるものに限る。）と同一の放送を同時に行うものに限る。）を行うものに限る。</p>
<p>第 6 番組</p>	<p>報道（一般ニュース、ニュース解説、週間ニュース、スポーツニュース、天気予報等） 教育（職業、実務、技術、語学など生活上に実効ある講座、講演、座談会、学校向放送等） 教養（政治討論会、料理、育児などの婦人向教養番組、音楽、科学、映画などの児童向教養番組、スポーツ番組等） 娯楽（音楽、ドラマ、演芸、映画、スポーツ中継等） 広告（スポット広告、商業案内等） その他（番組予告、催物の案内等）</p> <p>7系統の標準テレビジョン放送（国内放送（地上系によるデジタル放送）のうち日本放送協会の放送及び一般放送事業者の放送（一般放送事業者の放送についてはその放送対象地域が関東広域圏であるものに限る。）と同一の放送を同時に行うものに限る。）を行うものに限る。</p>
<p>第 7 番組</p>	<p>報道（一般ニュース、ニュース解説、週間ニュース、スポーツニュース、天気予報等） 教育（婦人向け講座、幼児教育等） 教養（政治解説、政治討論、婦人向生活情報、街頭討論会等） 娯楽（音楽、スポーツ行事、演芸等） 広告（商業案内、スポット・アナウンス等） その他（放送番組の予告等）</p> <p>7系統の標準テレビジョン放送（国内放送（地上系によるデジタル放送）のうち日本放送協会の放送及び一般放送事業者の放送（一般放送事業者の放送についてはその放送対象地域が関東広域圏であるものに限る。）と同一の放送を同時に行うものに限る。）を行うものに限る。</p>

審査の結果

審査基準	結果	
放送法第52条の13及び行政手続法第5条により公にしている審査基準への適合性	適	以下のとおり適合しているものと認められる。
1 受託放送役務の利用可能性 【放送法第52条の13第1項第1号】 【放送法関係審査基準第6条(1)】	適	申請者の希望する周波数については、現在、受託放送役務の提供が行われていないため、申請者は委託放送業務を確実に実施することができるものと認められる。
2 業務を維持するに足る財政的基礎の有無 【放送法第52条の13第1項第2号】 【放送法関係審査基準第6条(2)】	適	以下のとおり、適当なものと認められる。
(1) 事業開始までに要する資金調達の可能性 【放送法関係審査基準第6条(2)ア】	適	提出されている事業計画書により審査した結果、事業開始までに要する資金を会費等により調達することとしていることから、資金調達の方法については、確実かつ適正であるものと認められる。
(2) 事業開始以後の事業収支見積りの確実性 【放送法関係審査基準第6条(2)イ】	適	提出されている事業計画書及び事業収支見積書等により審査した結果、5年間を通じて収支均衡した資金計画となっていることから、確実性があるものと認められる。
3 表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるか 【放送法第52条の13第1項第3号】 【放送法関係審査基準第6条(3)】	適	提出されている事業計画書により審査した結果、放送法施行規則第17条の8に規定する自由享有基準に適合しているものと認められる。
4 放送の普及及び健全な発達に対して適切であること 【放送法第52条の13第1項第4号】 【放送法関係審査基準第6条(4)】(注)	適	以下のとおり適切なものと認められる。
(1) 関係法令、放送普及基本計画、放送用周波数計画に適合しているか。 【放送法関係審査基準 別紙1】	適	申請者の放送番組は、「7系統の標準テレビジョン放送(国内放送(地上系によるデジタル放送)のうち日本放送協会の放送及び一般放送事業者の放送(一般放送事業者の放送についてはその放送対象地域が関東広域圏であるものに限る。)と同一の放送を同時に行うものに限る。)を行うもの」とされていることから、放送普及基本計画第1の1(2)

		ア(ア)Cの内容に適合しているものであると認められる。
(2) 事業計画の実施の確実性 【放送法関係審査基準 別紙1第1項】	適	申請者の定款には、委託放送業務を行うことについての定めがある。また、放送を予定しているすべての番組について、それぞれ再送信同意内諾書が添付されていることから、確実に事業計画を実施することが可能なものであると認められる。
5 欠格事由への該当の有無 【放送法第52条の13第1項第5号】 【放送法関係審査基準第6条(5)】	適	以下のとおり適当であると認められる。
(1) 外国性 【放送法第52条の13第1項第5号イ】 【放送法第52条の13第1項第5号ロ】 【放送法第52条の13第1項第5号ハ】 【放送法第52条の13第1項第5号ニ】	適	申請者は日本国の法人として設立登記されているものである。また、その業務を執行する役員のすべてが日本の国籍を有する等左記の事項に該当しないことが確認されている。
(2) 放送法、電気通信役務利用放送法及び電波法による処罰経歴等の有無 【放送法第52条の13第1項第5号ホ】 【放送法第52条の13第1項第5号ヘ】 【放送法第52条の13第1項第5号ト】 【放送法第52条の13第1項第5号チ】 【放送法第52条の13第1項第5号リ】	適	申請者及びその役員のすべてについて、左記の事項に該当しないことが確認されている。

注：放送法関係審査基準別紙1の第2項から第16項については、本申請は、「7系統の標準テレビジョン放送（国内放送（地上系によるデジタル放送）のうち日本放送協会の放送及び一般放送事業者の放送（一般放送事業者の放送についてはその放送対象地域が関東広域圏であるものに限る。）と同一の放送を同時に行うものに限る。）を行うもの」であることから、該当しないため、省略する。

平成21年3月11日

認定放送持株会社の認定について
(平成21年3月11日 諮問第19号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(遠藤補佐、中屋敷係長)

電話：03-5253-5793

認定放送持株会社の認定

申請年月日	平成20年12月19日
申請者（申請対象会社）	株式会社東京放送 （平成21年4月1日付けで「株式会社東京放送ホールディングス」に商号変更予定） 代表取締役社長 井上 弘
経営形態	株式会社
資本金	549億8689万円
子会社となる一般放送事業者及びこれに準ずる者	（子会社） 株式会社TBSテレビ（平成21年4月1日付けで吸収分割により承継） 株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ（関連会社） 株式会社ビーエス・アイ 株式会社シー・ティ・ビー・エス
主として一般放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等	株式会社TBSビジョン 他10社
申請対象会社の子会社である一般放送事業者等の株式の取得価額の合計額の総資産の額に対する割合	62.1%
申請対象会社及びその子会社の事業収支見積り	初年度から単年度黒字を見込んでいる。
主たる出資者及び議決権の数	別紙のとおり
外国人等の直接及び間接に占める議決権の比率の合計	3.42%

主たる出資者及び議決権の数

主たる出資者

氏名又は名称等	住所	職業	総議決権に対する比率 (%)	備考
楽天(株) 代表取締役社長 三木谷 浩史	東京都品川区	サービス業	19.86%	
日本マスタートラスト信託銀行(株) 取締役社長 小山登志男	東京都港区	金融業	4.89%	退職給付 信託口・ 株式会社 電通口
日本生命保険相互会社 代表取締役 岡本国衛	東京都千代田区	生命保険業	4.11%	
日本マスタートラスト信託銀行(株) 取締役社長 小山登志男	東京都港区	金融業	3.86%	信託口
(株)毎日放送 取締役社長 河内 一友	大阪府北区	放送業	3.24%	
(株)三井住友銀行 頭取 奥 正之	東京都千代田区	金融業	3.02%	
三井不動産(株) 代表取締役社長 岩沙 弘道	東京都中央区	不動産業	3.00%	

審 査 結 果

株式会社東京放送（株式会社東京放送ホールディングス）

審査事項	審査の結果	適否
<p>1 法令への適合性 放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）への適合</p>		
<p>(1) 申請対象会社の形態 (法第52条の30第2項第1号)</p>	<p>申請対象会社は現に株式会社であり、また持株会社へ移行後も同様に株式会社であることを予定していることから、適合する。</p>	適
<p>(2) 申請対象会社の業務内容 (法第52条の30第2項第2号)</p>	<p>4月1日付けの吸収分割により、申請対象会社は持株会社へ移行し、TBSテレビが放送局の免許を承継することから、申請対象会社は4月1日時点では一般放送事業者でないため、適合する。</p>	適
<p>(3) 申請対象会社の子会社に対する資産要件 (法第52条の30第2項第3号)</p>	<p>申請対象会社の子会社等である一般放送事業者等の株式の取得価合計額の当該申請対象会社の総資産に対する割合は50%を超えると見込まれており、また、子会社の減資や申請対象会社の増資など、申請対象会社が想定し得る当該割合が最小となる条件において検討した場合においても、当該割合は50%を常時超えること見込まれることから、適合する。</p>	適
<p>(4) 申請対象会社及び子会社の収支見込み (法第52条の30第2項第4号)</p>	<p>事業収支は初年度から単年度黒字を見込んでおり、良好であると認められる。</p>	適
<p>(5) 申請対象会社の外資等の支配状況 (法第52条の30第2項第5号イ及びロ)</p>	<p>業務を執行する役員に外国人等はおらず、また、外国人等が占める議決権割合は20%未満であり、該当しないものと認められることから、適合する。</p>	適
<p>(6) 申請対象会社の欠格事由 (法第52条の30第2項第5号ハ～リ)</p>	<p>法、電波法（昭和25年法律第131号）及び電気通信役務利用放送法（平成13年法律第85号）に規定する罪を犯したことはなく、また、上記法律に違反し、行政処分を受けたこともないことから、適合する。</p>	適

2 行政手続法（平成5年法律第88号）第5条により公にすることとされている審査基準への適合性 放送法関係審査基準（平成13年総務省訓令第68号。以下「審査基準」という。）への適合		
（1）一般放送事業者である子会社 ・2以上の一般放送事業者を子会社とすること （審査基準第10条(1)）	一般放送事業者であるTBSテレビ及びTBSラジオ&コミュニケーションズを子会社とすることから、適合する。	適
（2）申請対象会社の形態 ・株式会社であること （審査基準第10条(2)）	申請対象会社は、1（1）のとおり株式会社であることを予定していることから、適合する。	適
（3）申請対象会社の業務内容 ・一般放送事業者でないこと （審査基準第10条(3)）	申請対象会社は、1（2）のとおり一般放送事業者ではないため、適合する。	適
（4）申請対象会社の子会社に対する資産要件等 ・子会社である一般放送事業者及びこれに準ずる者の株式の取得価額の合計が当該申請対象会社の総資産の50%を常時超えること ・準ずる者が主として一般放送事業者の密接関連業務を行っていること （審査基準第10条(4)）	1（3）のとおり、50%を常時超えること見込まれることから、適合する。 一般放送事業者に準ずる者とされる11社については、その業務内容、約款及び収入に係る状況から判断して、審査基準第10条(4)ア～コに該当する業務を行うものと、また、当該業務に係る収入の当該者の総収入に占める割合が50%以上であると認められることから、適合する。	適
（5）申請対象会社及び子会社の収支見込み ・収支の見込みが良好であること （審査基準第10条(5)）	事業収支の見込みは、1（4）のとおり良好であると認められる。 また、当該見込みは、事業計画書及び事業収支の見積り並びに貸借対照表及び損益計算書における、向こう5年間の財務状況や過去3年の財務状況から判断し、適切であると認められる。	適
（6）申請対象会社の欠格事由 （審査基準第10条(6)）	法第52条の30第2項第5号イ～リまでの各規定に該当しないものと認められることから、適合する。	適

平成21年3月11日

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る
異議申立ての付議について
(平成21年3月11日 付議第3号、第4号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03 - 5253 - 5829

付議内容について

総務省総合通信基盤局電波環境課

(大泉電波監視官、元村係長)

電話：03 - 5253 - 5905

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る
異議申立ての付議について

**広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る
個人により提起された異議申立ての付議について
(付議第3号)**

1 異議申立年月日
平成 21 年 2 月 6 日

2 異議申立人
個人 (北川 勝浩)

3 異議申立てに係る処分

平成 20 年 12 月 9 日に官報告示(総務省告示第 649 号)した広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分

- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社クールテクノロジーズ
型式名 H M S - H 100
指定番号 第 A T - 08007 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 アドソル日進株式会社
型式名 E S 801 S 063 - A
指定番号 第 A T - 08008 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社タムラ製作所
型式名 L - 23200024 - 00
指定番号 第 A T - 08010 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社アイ・オー・データ機器
型式名 P L C - E T / M 2
指定番号 第 D T - 08003 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 パナソニックコミュニケーションズ株式会社
型式名 V L - C P 850
指定番号 第 H T - 08003 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 パナソニックコミュニケーションズ株式会社
型式名 B L - P A 510
指定番号 第 H T - 08004 号

平成 20 年 12 月 9 日に官報告示(総務省告示第 657 号)した広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分

- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社日立製作所
型式名 P T P L C
指定番号 第 A T - 08011 号

4 異議申立ての趣旨及び理由

本件型式指定処分の根拠となっている現行の技術基準は、策定時に重大な事実誤認をしているため、漏えい電界強度について何ら有効な規制にはなっていない。そ

のため隣家における短波放送受信設備による短波放送の受信が必然的に妨害を受ける。

現行の技術基準に基づく広帯域電力線搬送通信設備は、無線通信等への影響が少ないと判断される設備ではないので、そもそも型式指定することはできない。

当該設備が一般家庭で使用された場合に、隣家における短波放送の受信設備が妨害を受けることは明らかであり、そのような有害な設備に型式の指定を行ったことは誤りである。よって、当該設備の型式の指定の取消しを求める。

**広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る
短波放送受信者 100 名により提起された異議申立ての付議について
(付議第 4 号)**

1 異議申立年月日

平成 21 年 2 月 6 日

2 異議申立人

短波放送受信者 100 名

3 異議申立てに係る処分

平成 20 年 12 月 9 日に官報告示(総務省告示第 649 号)した広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分

- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社クールテクノロジーズ
型式名 H M S - H 100
指定番号 第 A T - 08007 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 アドソル日進株式会社
型式名 E S 801 S 063 - A
指定番号 第 A T - 08008 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社タムラ製作所
型式名 L - 23200024 - 00
指定番号 第 A T - 08010 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社アイ・オー・データ機器
型式名 P L C - E T / M 2
指定番号 第 D T - 08003 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 パナソニックコミュニケーションズ株式会社
型式名 V L - C P 850
指定番号 第 H T - 08003 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 パナソニックコミュニケーションズ株式会社
型式名 B L - P A 510
指定番号 第 H T - 08004 号

平成 20 年 12 月 9 日に官報告示(総務省告示第 657 号)した広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分

- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社日立製作所
型式名 P T P L C
指定番号 第 A T - 08011 号

4 異議申立ての趣旨及び理由

上記 3 に記載の広帯域電力線搬送通信設備が隣家で使用された場合、短波帯で行

われる放送を受信することを目的として開設している申立人らの無線設備が有害な混信を被る危険性が極めて高いことから、本件型式指定処分を取り消すとの決定を求める。

注：「型式指定処分」

広帯域電力線搬送通信設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならないこととされている（電波法第100条第1項第1号）が、その型式について総務大臣の指定を受けた設備については、当該許可を受けることなく設置することができる（電波法第100条第1項第1号かっこ書き及び電波法施行規則第44条第1項第1号（1））。

(参照条文)

電波法(昭和25年法律第131号)

(電波監理審議会への付議)

第八十五条 第八十三条の異議申立てがあつたときは、総務大臣は、その異議申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない。

(高周波利用設備)

第一百条 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

- 一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備(ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。)

電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)

(通信設備)

第四十四条 法第一百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。

- 一 電力線搬送通信設備(電力線に一〇kHz以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。)であつて、次に掲げるもの
 - (1) 定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの
- 2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は次に掲げる区分ごとに行う。
 - 二 屋内において、2MHzから30MHzまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備(以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。)